

平成20年12月15日（月曜日）

議事日程第3号

平成20年12月15日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第208号 大仙市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）
- 第 3 議案第209号 大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）
- 第 4 議案第210号 大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第211号 大仙市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第212号 大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第213号 大仙市軽費老人ホーム設置条例を廃止する条例の制定について （質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第214号 大仙市特別養護老人ホーム設置条例等の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第215号 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」条例の制定について （質疑・委員会付託）
- 第10 議案第216号 大仙市市民活動支援センター条例の制定について （質疑・委員会付託）
- 第11 議案第217号 大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について （質疑・委員会付託）
- 第12 議案第218号 字の区域の変更について （質疑・委員会付託）

- 第 1 3 議案第 2 1 9 号 八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 2 2 0 号 鞠子苑の指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 2 2 1 号 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 2 2 2 号 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設及び大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 2 2 3 号 米ヶ森公園の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 2 2 4 号 大仙市八乙女交流センターの指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 2 2 5 号 大仙市立協和公民館淀川分館の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 2 2 6 号 大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 2 2 7 号 大仙市協和淀川農林漁業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 2 2 8 号 平成 2 0 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 2 2 9 号 平成 2 0 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 0 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 2 3 0 号 平成 2 0 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 2 3 1 号 平成 2 0 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 2 3 2 号 平成 2 0 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 2 3 3 号 平成 2 0 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・委員会付託)

- 第 28 議案第 234 号 平成 20 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 29 議案第 235 号 平成 20 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 30 議案第 236 号 平成 20 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 31 議案第 237 号 平成 20 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 32 議案第 238 号 平成 20 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 33 議案第 239 号 平成 20 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 34 議案第 240 号 平成 20 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 35 議案第 241 号 平成 20 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 36 議案第 242 号 平成 20 年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 37 議案第 243 号 平成 20 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 38 議案第 244 号 平成 20 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 39 議案第 245 号 平成 20 年度大仙市一般会計補正予算（第 11 号）
（説明・質疑・委員会付託）
- 第 40 請願第 20 号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求めることについて
（委員会付託）
- 第 41 陳情第 82 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求めることについて
（委員会付託）
- 第 42 陳情第 83 号 地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求めることについて
（委員会付託）

- 第43 陳情第 84号 大仙市宮仙北スキー場運営継続について (委員会付託)
- 第44 陳情第 85号 労働者派遣法の改善を求めることについて (委員会付託)
- 第45 陳情第 86号 介護保険制度の抜本的改善を求めることについて
(委員会付託)
- 第46 陳情第 87号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めること
について (委員会付託)
- 第47 陳情第 88号 特別支援教育支援員の配置に関することについて
(委員会付託)
- 第48 陳情第 89号 法務局の増員に関することについて (委員会付託)
-

出席議員 (28人)

2番 佐藤文子	3番 小山誠治	4番 佐藤隆盛
5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子	7番 佐々木昌志
8番 高橋敏英	9番	10番 千葉健
11番 渡邊秀俊	12番 金谷道男	13番 斉藤博幸
14番 佐々木洋一	15番 武田隆	16番 藤田君雄
17番 菊地幸悦	18番 佐藤芳雄	19番 大野忠夫
20番 大山利吉	21番 高橋幸晴	22番 本間輝男
23番 門脇一男	24番 橋本五郎	25番 橋村誠
26番 佐藤孝次	27番 鎌田正	28番 北村稔
29番 竹原弘治	30番 児玉裕一	

欠席議員 (1人)

1番 大坂義徳

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	山王丸愛子	教育長	三浦憲一
代表監査委員	田牧貞夫	総務部長	老松博行
企画部長	小松辰巳	市民生活部長	元吉峯夫

健康福祉部長	岡 晴 隆	農林商工部長	藤 原 薫
建設部長	中 嶋 喜代博	病院事務長	富 岡 暁 雄
水道局長	藤 田 良 雄	教育次長	相 馬 義 雄
教育次長	藤 原 保 子	総務課長	進 藤 雅 彦

議会事務局職員出席者

局 長	田 口 誠 一	参 事	高 橋 薫
副 主 幹	伊 藤 雅 裕	副 主 幹	加 藤 博 勝
主 任	菅 原 直 久		

午前10時00分 開 議

○副議長（佐々木昌志君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○副議長（佐々木昌志君） 本日の会議は、議事日程第3号をもって進めます。

○副議長（佐々木昌志君） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。はじめに23番門脇一男君。はい、23番。

○23番（門脇一男君）【登壇】 おはようございます。この席にくるのは約1年ぶりです。ございまして、その間、座席が変わったりしまして、後ろから見てるし、議場の景色が変わったりしてなかなか落ち着きませんでしたけれども、何とか質問させていただきま

す。

副議長には大変ご難儀かけておりますけれども、議長の一日も早い回復をお祈りしているものでございます。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

はじめに、国保財政についてお伺いいたします。

大仙市民の約3割が加入する医療保険である国民健康保険は、市民の誰もが生涯の中で一度は加入すると言ってもよい基本的な医療保険制度であります。

今、大仙市の国保財政は、合併後4年の間に大きく様変わりして、財政調整基金を全額取り崩し、本年度予算においては歳入において前年度繰越金の投入はもちろんのこと、

不足分として一般会計財政調整基金から2億円を取り崩して法定外の繰り入れをしています。もしも年度中に医療費が想定以上に増加して収支不足を来したときは、次年度会計から繰上充用するという当局の説明でありました。これから冬場に向け、インフルエンザやウイルス性の食中毒患者が予想以上に発生した場合など、医療費支払いの増加次第では来年度分まで取り崩すことになり、そうなれば加入者に今年度不足分を含め、一挙に税負担の拡大を強いることになりかねないものですが、取り越し苦労であることを祈るばかりです。

さて、特別会計である国保事業会計は、本来独立採算を図るべく経営者たる市当局が責任を持って運営するものでありますから、国保財政調整基金が枯渇して国保財政が硬直したり、さらには他会計である一般会計から繰り入れすることは、そうでなくても厳しい一般会計に迷惑をかけて、市民行政サービスの低下を招くものであり、どうしても避けられない緊急避難時以外は好ましくないものであります。

平成19年度国民健康保険事業特別会計決算書によりますと、決算額100億1,750万円のうち国保税収は収入済額27億5,259万円で約27%を占めていますが、これは予算調定額36億952万円のうちの約76.3%であり、残りの23.7%に当たる8億5,693万円が不納欠損と収入未済であります。不納欠損額は1億467万円ですが、収入未済額については7億5,225万円となり、その内訳は現年課税分が2億3,880万円、滞納繰越分が5億1,337万円となっています。収納率では現年課税分が91.8%、滞納繰越分はわずか9.8%となっています。滞納繰越分の収納率が1割程度ですので、よほど徴収努力をしなければ不納欠損扱いがますます増加しかねませんし、一方、退職被保険者を除く一般保険者の現年課税収納率が90.7%ですので、92%を切っているということは国庫補助金である財政調整交付金が減額されてきているのではありませんか。

ところで、今、市は国保事業の安定化を図るために国民健康保険事業運営安定化計画を策定し、来年度から5年間の方針を定める作業中ではありますが、国保事業を取り巻く環境が厳しく、高齢者人口が漸増する等、医療費の低下が望めない中にあることは国保財政の安定化・健全化は厳しいものがあると思っています。

一般会計は「入るを計って出るを制す」が基本と考えますが、国保会計は逆の「出るを計って入るを確保する」といいます。今後、国保制度、あるいは医療費が事業運営に有利な方向で改正があれば状況は変わりますが、現行の制度下で国保歳入を確保するに

は、国保財政調整基金が枯渇した以上は、課税とその収納率、一般会計からの法定外繰り入れが主な手段と考えます。

しかし、課税額を引き上げ、さらに収納率を引き上げることは、百年に一度とも言われる不況のもと、担税能力の低下が懸念される中であっては容易なことではありませんし、一般会計からの繰り入れは国保以外の医療保険に加入する7割市民の理解と協力を要し、何よりも一般会計の硬直化に拍車をかけ、住民サービスを低下させるものであります。通常であれば国保の健全財政とは、素人判断ですが100億円の事業規模であれば単年度収支残額と基金残高の合計額が5億円以上なければならぬと考えますが、今は現実的な対応が必要でありましょう。

そこで市長にお尋ねいたします。国保の安定化計画の詳細は、いずれ策定後に説明いただくとして、国保事業の安定化・健全化に向けて、市長の政治決断が求められるものと考えますので、市長の現状認識と将来予測、基本的な取り組み姿勢と運営方針についてご答弁をいただきたいと存じます。

次に、小・中学校全国学力・学習状況調査、一般的には全国学力テストと言われていますが、その結果と結果公表についてお伺いいたします。

今年4月に行われた小・中学校全国学力テストにおいて、秋田県が昨年引き続いて2回連続でトップ級の成績を修めたことは、良いニュースの少なかつた秋田県民に誇りと自信を取り戻させた明るいニュースでありました。教育関係者の皆様に経緯と感謝を表しますとともに、小・中学校の生徒の皆さんには、おめでとう、すばらしい快挙だねと心からお喜びを申し上げるものであります。

また、全国最下位だった沖縄県から本県に小中学校教員の人事交流の要請があり、来年度から実施されることになるなど、本県としてはその成果を誇れるものであり、同時にまた、学力テストが学力の低下が危惧されている我が国の教育において学力向上に向けた取り組みの動機付けになっているとすれば、全国学力テストの一つの成果と見ることができるようにも思います。

ところで今、この学力テストの結果をめぐり、一般に公表すべきかどうか、どこまで公表をすべきか、公表の是非をめぐり、秋田県はもとより全国で論争が展開されています。確かに沖縄県から本県教育の指導法や教育システムの視察研修があり、教員交流が図られるなどは教育関係者への結果発表の成果であるにとらえることができるのですが、市区町村別、学校別結果の一般公表となると別問題であります。

1 1月27日付の秋田魁新聞の報道は次のようになっています。「今年4月の全国学力学習状況調査に参加した市区町村などの1,839教育委員会のうち、4分の1に当たる26.5%の教育委員会が結果を公表していることが11月26日の文部科学省調査でわかった。今後予定している教育委員会も14%あり、約4割の教育委員会が何らかの形で結果を公表する見通しだ。市町村名を黒塗りにして平均正答率を示した秋田県のほか、大阪府や島根県が独自の判断による市区町村別の結果公表に踏み切る中、市区町村でも、結果を公表して学力向上に役立てようとする動きが広まっていることが明らかになった。」と報道されています。

ここでいうところの「結果を公表して学力向上に役立てる」は、学力向上には結果公表が必要であるのか、また、結果公表の仕方・内容によっては弊害が大きいのかどうか議論の分かれるところだと思います。

そこで三浦教育長にお尋ねをいたします。

そもそも文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査の実施要領の主なものは何か。何を目的として、何を明らかにしようとするものか。結果公表については、どのように規定されているのかお伺いいたします。

2番目として、テストの内容や学習状況調査の内容についてお知らせください。

3番目として、平均正答率、いわゆる平均値が示すものは何か、その解釈の仕方と数値のひとり歩きの危険性とは何かについてお伺いいたします。

4番目として、本県が高い成績を上げた背景を、どう分析されていますか。

5番目として、大仙市教育委員会としては、結果公表をどのようになさるのか。また、テスト結果をどう活用されているのかお知らせください。

最後に、教育長の教育理念とする教育とは、学力とは、そして人づくりとはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

以上、ご答弁をいただきますようお願いいたします。

○副議長（佐々木昌志君） 23番門脇一男君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 門脇一男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、国保財政についてであります。

ご承知のとおり市町村の国民健康保険事業は、国民健康保険事業特別会計を設けて経理されております。

国保特別会計の支出額は、保険給付費に必要な経費のほか、介護納付金、後期高齢者

支援金や特定健診等の保健事業の設置運営に必要な経費及び事業の管理運営のために必要な経費が計上されます。

一方、収入額は国から交付される国庫支出金と被保険者が負担する国保税を二大収入財源とし、このほか都道府県から交付される補助金、一般会計からの繰入金等を計上し、財源としております。

また、国保特別会計は一般会計と異なり、支出額に応じて収入額を確保しなければならない点に大きな特色があり、支出額は被保険者の医療需要に応じて変動し、収入がないからといってこれを抑えることはできないという性質を持っております。これは議員ご指摘のとおりであります。

合併後、市においても保険給付費が年々増加しております。しかしながら被保険者には高齢者や無職者が大変多い上、経済状況の悪化の影響により課税所得も年々減少しており、保険給付の伸びに見合う財源を確保できない状況となっております。

こうしたことから国保財政状況は、他の多くの自治体と同様に極めて厳しい状況にあり、医療費の増加等に伴い財源が著しく不足する場合等を想定した基金である財政調整基金を取り崩しながら運営してきたところであります。

平成20年度においては、基金も枯渇し、さらに一般会計から基準外繰り入れを実施し、ようやく収支のバランスを維持している状況となっております。

こうした背景には、我が国の国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保に貢献している国保が、その制度が抱える諸課題について抜本的な改善がなされていないままに今日に至っているのが大きな要因となっており、全国自治体が厳しい国保運営を強いられております。

当市においては、今後、国保被保険者数が減少するものが高齢者の占める割合が増加するとともに、医療費がどうしても増加すると予想されております。このため、被保険者間の負担の公平を図り、国民皆保険を堅持するためには、国の責任においてさらなる支援策を講ずるとともに、将来的には医療保険制度の一本化に向けた対策も早急に講ずるべきだと思っております。

来年度以降における当市の国保財政のあり方については、現在、庁内関係課において検討、協議を行い、また、県内各市町村保険者の状況等も考察しながら、国民健康保険事業運営安定化計画を策定中であり、将来にわたり市民が安心して医療を受けることができるよう国保財政の収支均衡を図りながら国保運営の健全化を目指したいと考えてお

ります。

国保運営の基本的な方針としては、ご指摘のとおり一般被保険者の現年課税分の収納率が92%を割り込んでいることから、国からの調整交付金が減額されており、国保税の収納率向上対策、適正な医療費を確保するための取り組み、医療費抑制のため健康づくりへの取り組みなどを一層強化したいと考えております。

また、計画的に一般会計繰出金を国保財政調整基金へ積み立てし、その中から毎年度の保険給付費の状況を勘案した取り崩しを行いながら、将来に備えたある程度の財政調整基金を残したいと考えております。

しかしながら、一般会計においても財政が逼迫している状況下であり、保険給付に見合う全額を繰り出すことができないため、国保税の税率の引き上げを実施しなければならぬと考えております。こうした国保運営につきましては、議会はもとより市民をはじめ、国保被保険者やご家族のご理解が必要であることから、住民説明会の開催等あらゆる機会をとらえ各種の情報提供に努め、きめ細かな対応をしてみたいと考えております。

質問の第2点は、全国学力テストに関する質問であります。この質問に対しては教育長から答弁させていただきます。

以上です。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 2点目は、小・中学校全国学力テストの結果と結果公表についてであります。

はじめに、国の実施要領及び結果公表の規定についてであります。本調査の目的は児童生徒の学力や学習と生活状況との関連等を明らかにし、各教育委員会、学校がみずからの教育の成果と課題を検証して、家庭とも連携をとり、その改善を図ることにあります。また、国の実施要領には、結果公表に当たって市町村名や学校名を明らかにしないことが示されております。したがって、結果の公表に当たりましては、本調査により測定できる学力が特定の一部に過ぎないことを明示するとともに、過度の競争や序列化が生じないようにするために、学校や子供が特定されないような配慮が不可欠であると考えます。

次に、内容についてでございますが、小6と中3を対象としたテストは、国語と算数・数学の2教科で、それぞれ知識と活用に関する2種類の問題で構成されており、ま

た、学習状況調査は学習や生活の実態等についての質問紙調査でございます。

次に、平均正答率の解釈の仕方についてでございますが、文部科学省が平均正答率の数値を公表しないとした背景には、かつて国が昭和31年から始め36年から悉皆調査して実施した全国一斉学力調査が、当時の学校や自治体間の競争過熱を招きまして、本来の学校教育から逸脱した行動が見られ、中止した経緯があるものと推察いたしております。平均正答率が数値としてのみ公表されることとなりますと、進度が遅れがちな子供の排除やテスト準備教育の極度な過熱化など、過去の例と同様に義務教育段階では好ましくない事態へと発展する心配もあり、配慮が必要であると認識しております。

また、結果として公立学校としての行政施策や条件整備を抜きにして学校が競争のみにさらされる危険性が高まるとともに、本調査の本来の目的である成果や課題を学習面や生活面から見出して、子供一人一人の改善に生かすことにはつながらない可能性が考えられます。

次に、本県が高い成績を上げた要因、背景についてであります。それには家庭教育、教師の組織的な指導、少人数学級等の県の行政支援などがあると思われまます。

大仙市でも分析してみましたら、朝食を摂り、学校に持って行くものを確認し、宿題をしている児童生徒が成績が良い傾向にあり、家庭での規則正しい生活が学力の下支えになっていると考えられます。また、記述式の問題で正答率が高いことや読書を好む児童生徒が好成績であることから、すべての学校で読書に力を入れている成果であるというふうに考えております。さらには授業中発表し、いろいろな解き方を考える児童生徒ほど成績が良いことから、教師集団の指導力や個々の教師の努力が児童生徒一人一人が学習に集中し、じっくり考えることのできる環境を構築しているというふうに考えております。

本市におきましては、さらに学校生活支援員の配置や市指導主事の訪問指導等を通して各学校に支援してきております。

次に、市の結果公表についてでございますが、先月実施されました文部科学省の公表に関するアンケートで、大仙市は既に公表をしている全国487教育委員会、全体の4分の1の中に入っております。この結果は既に議員の皆様にも資料としてお渡ししておりますが、市の問題領域別や内容項目ごとの平均値を国・県のデータと比較したグラフや学力と生活習慣、学習習慣との関係についての分析結果をホームページで公開するとともに、市の校長会を通じて各学校にも説明しております。

各学校におきましては、市の結果と照らし合わせて分析した自校の結果をPTAで説明したり、学校報や学級通信などを通して保護者や学校評議員等に説明したりしております。また、本市として課題があった問題については、市内小・中学校教職員にご協力いただき、学力向上推進委員会を立ち上げ、回復指導に役立てるためのフォローアップシートを作成し、各学校で活用していただいておりますし、学校独自に具体的な改善に向けた手だてを講じて主体的に取り組んでいただいております。

最後に、教育理念とする教育、学力、人づくりについてお答えいたします。

フランスの詩人ルイ・アラゴンは、「教えるとは共に希望を語ること。学ぶとは誠実を胸に刻むこと。」と述べております。教育の原点は、人と人との交わりにあります。その基礎である家族との生活から一つ一つ芽を出し、教師の教えから小さな花を咲かせ、友人や地域住民、さらには異国の人たち等との交流の中で喜びや悲しみ、苦しみ、愛情を感受し、豊かな実をつけていくものだと考えられます。

また、学力はチャレンジ精神と高い志を持って目標に向かってひたむきに努力することで培われていくものであります。義務教育の小・中学校においては、校種や学年に応じた基礎的な安定した確かな学力を維持していくことを目指してまいります。ただし今後、経済情勢が混沌とするなど目まぐるしく移り変わる社会においては、より一層日常生活に即した具体的で実際的な学習が重んじられ、活用能力を鍛えていく必要があるというふうに考えております。そして、人づくりは地域づくりの礎であり、地域の確かな未来を切り拓いていく根幹をなすものでございます。学校、家庭、地域が一体となつてふるさと大仙をこよなく愛する人間を輩出できるよう、知・徳・体のバランスのとれた子供の育成に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○副議長（佐々木昌志君） 23番、再質問を許します。23番。

○23番（門脇一男君） はじめに国保財政の質問についてでございますが、市長には大変ご丁寧にご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

市長のご答弁にもございましたように、日本の国保制度は世界に誇れる国民皆保険の基本となるものだと思っております。いろいろな制度上の問題もありましようけれども、要は私どもにとって今大切なことは、明日の大仙市の国保財政をどうするかという、いわば切迫した問題だと思っております。市長のご答弁にも今の安定化計画策定に向けていろいろ基本的な取り組み姿勢についてお話ございましたけれども、その中で、いわゆ

る5年間の計画の中で市の負担、市民全体のご理解とご協力、それから被保険者の負担、それぞれに覚悟を決めてかかっているかなければならない、今までどおりではできないということだと思っておりますので、1つだけ再質問させていただきますが、5年間の中で、何に、いわゆる経済情勢、担税能力といいますか、いわゆる課税所得額がこのように厳しくなったりしますと、なかなか思ったようにはいかないと思っておりますけれども、最も基本とするところは、ここにおいてこの線は譲れないで国保財政を健全化すると、そういう基本の中の基本とする、いわば骨太の部分は、市長はどこに置かれるのでしょうか、よろしかったらご答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 門協議員の再質問にお答え申し上げます。

大変難しい問題でありますけれども、今先ほどご説明申し上げましたとおり、国保制度の制度的な大きな問題を現在抱えている、これを一日も早く、医療保険、皆保険制度の一つの核をなす国保でありますので、この制度改革をまず急いでもらわなければ、私どもの自治体だけではなくて、これは全国、財政力のある自治体は別ですけれども、財政力のない自治体は共通の課題を抱えておりますので、これは大きくやっぱり制度の改正、考え方を改めてもらわなければならないということをもまずやらなきゃならないと思っております。ただ、時間がかかるわけでありまして、その間、我々どうこの市民の皆さんに対してこの医療の問題を提供できるかということ、非常に難しい問題でありますけれども、基本的には一般会計からの応援だけでこれを支えていくということは、大仙市の体力からいっても無理ですし、あるいはこの医療保険制度全体から見ても無理があるのではないかなと思っております。そういう意味で、我々は最大限の努力をしながら財政調整基金を中心とした国保に応援体制を組みながら、市民の皆様からも一定程度の税負担をお願いしなければならないだろうというふうに思っておりますので、その辺を丁寧に説明していかなきゃならないと思っております。というのは、この医療保険全体の問題で考えますと、国保で医療保険を受けている人が3割という実態、あと被用者保険の方がおります。一般会計で全部100%やるとすると、被用者保険の皆さんとのいわゆる会社勤め、あるいは政管を含めたそういう人たちとの、いわゆる公平性というのが非常に確保、説明できないのではないかなという考え方もありますので、最大限まず我々努力をしながら、一定程度の税負担はお願いしなきゃならないのではないかなというふうに思っております。その辺につきましても具体的な作業を今ずっと進めておりま

して、大体素案、原案的なものとしてまとめさせつつありますので、今議会、常任委員会等でひとついろいろご協議をお願いしたいなと思っています。これは執行部側からこれが完璧な案だという形で、考え方としては出しているつもりですけれども、様々な状況で考えていかなきゃならないというふうな組み立てで案を出させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○副議長（佐々木昌志君） 再々質問を許します。23番。

○23番（門脇一男君） ご答弁ありがとうございました。いずれ細部につきましては、安定化計画のご説明をいただきまして、我々もこれまでの国保財政運営については、議会として承認をしてきた責任もございまして、将来についてもその時点で当局の説明をいただきながら真剣に考えてまいりたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

次に、教育長には学力テスト関係につきまして、しかも私の最後の質問は、この項目とは直接的には関係がないといえますか、ちょっとかけはなれた教育長のご見解を賜る部分まで含まれておりましたけれども、大変にご丁寧にご答弁をいただきましてありがとうございます。

学力テストの結果についていろいろ新聞報道、テレビニュース等、あるいはそれを聞いた一般の市民の方々も大変関心を持って、それぞれいろいろ言っているわけですが、今回のテストの結果がそれだけ市民に、国民に関心を持たせたという意味では大変良かったのではないかなというふうに思います。特に結果の公表のあり方云々については教育長からご説明ありましたので、これ以上お聞きはいたしませんけれども、私としては先程も申し上げましたけれども、秋田県、あるいは大仙市が大変優秀な成績を修めてくださった。その結果として他県からも大仙市にもたくさんの方々が視察に訪れているように聞いておりますし、また、学校現場にも他県の校長先生はじめ教育関係者の皆さんが訪れていると伺っております。その結果、学校の子供たちが非常に良い緊張感を持って、態度も良くなったし、言葉使いも良くなったし、明るくなったというふうにも伺っております。どうかこの後も教育長のお話にありましたように、要は学力テストの平均値が高いということは、平均値が高いということは、おそらく総合得点といいますか合計点が高いということと同義だと思っておりますので、どんなに優秀な子供がいても、例えば100点満点のテストだとすれば1人の子供が200点を取ることにはできないわけですので、どんなに優秀な子供がいても100点は100点しか取れない。ということは平均点が上がったということは、中下位の子供といえますか、いわゆ

る子供たち全員の底上げがなされている、そういう教育を県の教育システム、あるいは学校の現場の先生方が一生懸命取り組んでくださった結果であろうと思います。そういう意味では本当に教育長はじめ先生方に感謝を申し上げたいと思います。いずれこの子供たちが義務教育を終えて高校、大学、あるいは社会に出て、この立派な子供たちがどこまで伸びていけるかということが秋田県にとっては一つの課題であるような気もしております。そういう意味で人づくりなんていうところまで、ちょっとはみ出た質問でありましたけれどもさせていただきました。どうか教育長には、丁寧にご答弁をいただきましてありがとうございます。何とか子供たちに現場で教育するという、底上げをするということを基本にしながら、要は何といいますか子供たちが、よく言われる例として、馬を水辺に引っ張っていくことはできるけれども、水を飲む気のない馬に水を飲ませることはできないと言われてるように、子供たちが自らの中から問題意識を持って、向上心を持って、いわばこういう経済情勢が厳しくて就職率が低いとか、給料が低いとか、県内に残りたいと思ってもなかなか残れないとか、自営業の方々も大変だとか、そういうことがありますと、子供たちが目標を持ちにくいというような状況にありますけれども、そういうときこそある意味では将来を担う子供たちの力というか、新しい芽というのは非常に大切になってくるように思いますので、総合的に地域教育等でも学校教育ばかりでなくて、社会教育の現場でもいろいろ補助的な放課後の自主勉強をさせてくださっている方々もたくさんいるようです。そういうことも含めて、なお一層の教育の充実を図っていただきますようご期待を申し上げまして質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○副議長（佐々木昌志君） これにて23番門脇一男君の質問を終わります。

次に、6番杉沢千恵子君。6番。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 公明党の杉沢千恵子でございます。

去る12月7日、天童市で開催されました平成鍋合戦に大曲商工会議所青年部が出展、大曲の納豆汁が優勝し、冬将軍を獲得したという報道が流れました。全国的にテレビ、マスコミをにぎわし、予約が殺到しているという明るいニュースが地元広がっております。関係者は観光につなげたい、こんなふうな抱負を述べておりました。地域に根差した活動を頑張る青年にエールを送り、応援をしていきたいと思っております。

さて、6月の第2回定例会に続きまして、本年2回目の一般質問をさせていただくことになりました。今回も通告に従い、順次質問をさせていただきますので、積極的なご

答弁をお願いいたします。

はじめに、定額給付金と緊急保証制度の保証枠拡大についてお伺いいたします。

政府与党の新たな経済対策の柱となる総額2兆円の定額給付金につきましては、急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を応援するための生活支援と、金融不安に伴う景気の先行き不安に対応するための経済対策という2つの意味合いがあると思います。

11月28日発表の国のガイドラインに沿って高額所得者を除く問題も含め、各市町が実情に応じて交付要綱を作成し、対応することになっております。

大事なことは、スピーディーな対応とスムーズな運用、そして事件・事故などが起きないようにすることにあります。その準備に万全を尽くす必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。金融危機による市民生活への影響を市長はどう認識し、定額給付金についてどのような期待を持っているのか。定額給付金についてはプロジェクトチームなどを早急に立ち上げ、準備に万全を尽くすべきと考えますが、高額所得者問題も含め、当局の対応方針はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、金融危機の影響は業種を問わずあらゆる分野の企業を直撃しており、経済対策のもう一つの柱として事業資金の調達に苦しむ中、小規模の企業の資金繰りを支援する新たな緊急保証制度が考えられております。すなわち業種を拡大し、セーフティーネット貸し付けとあわせ、保証、貸付枠を9兆円から30兆円に拡大した策が既に10月から始まっておりますし、新たな予約保証制度も始まりました。

申し上げるまでもなく地方自治体には、地域経済を担う中小零細企業を守り抜くという大きな責任があります。金融危機の実体経済への影響は、まだまだこれからでありますし、年末、年度末に向けた本市の中小企業支援策をいち早くとっていただきたく、私は11月5日付で「緊急保証制度の円滑なスタートにかかわる申し入れ」と題した要望書を当局に提出させていただきました。

そこで、さらに2点ほど質問をさせていただきますが、金融危機による本市地域経済への影響、中小零細企業への影響をどう認識していらっしゃいますか。また、10月から始まった緊急保証制度について、どのような期待を持っているかお伺いいたします。

既に自治体によっては、私のところもそうですが、すべての業種を対象とし、責任共有制度の対象外とした100%保証や一定期間無利子とする利子補給制度などに取り組むところもありますが、年末、年度末に向けて一番困っている中小零細企業に対する本市の支援策をご紹介いただきたいと思います。

2点目です。女性サポートについてお伺いいたします。

縮む社会の活性化は女性力発揮ということで、女性に対するサポートについて何点かご質問をさせていただきたいと存じます。

21世紀は女性の世紀と言われて久しいという気がいたします。一人一人の人間が尊重される平和で豊かな社会を形成する前提としまして、何よりもまず社会的・文化的に形成された性別、役割にとらわれない、いわゆるジェンダーフリーが必要であることは言うまでもありません。

しかしながら、実際には女性に対する偏見、慣習的な差別もいまだに社会の各方面で根強く残っていることも事実であります。

平和、福祉、環境、教育などソフトパワーによる地域の活性化は、こうした偏見や差別を打ち破り、地域の女性がみずみずしく「女性力」を発揮できるかどうかにかかっておりますし、金融不安、経済の減速が顕在化し始めた今、そしてこれからこそますますその重要性が増していくに違いないと確信すると同時に、急激な少子高齢化の進展を食い止めるための様々な施策の成否のカギは、そのほとんどがこの「女性力」が握っていると言っても過言ではないと思います。

そこで、「女性力」を大いに発揮するための「女性サポート」に対して、市長の認識と対応をお伺いしたいと存じます。

1点目は、労働問題についてであります。

経済の減速、雇用情勢の一段の悪化の中で、子育て世代の男性を取り巻く労働力環境は厳しいものがあり、この雇用情勢の悪化がさらにパートや派遣などの女性を取り巻く労働力環境の破壊を引き起こしております。根付き始めたワーク・ライフ・バランスが大きく後退することが懸念されます。男女共同参画を推進する本市の役割と対応についてお伺いいたします。

2点目は、環境問題であります。

経済の減速は身近な環境問題に取り組む絶好のチャンスでもあります。家庭からの温室効果ガスの排出が増加の一途をたどっている中で、注目されつつあるのが今年度から環境省が家庭部門から削減の切り札としてモデル事業化した「エコポイント」です。エコポイントは、消費者が温暖化対策型の商品やサービスを購入した際に付与され、たまったポイントで新たな商品やサービスを購入できたり、電子マネーなどにも交換できるという制度ですが、消費者にとっては省エネ、温暖化防止に貢献した分だけ経済的な

価値で還元される仕組みだけに、家庭で楽しみながら「エコライフ」を進めることができ、その効果が期待できます。この制度の具体化に向けた本市の取り組みについてお考えをお伺いいたします。

3点目は、健康問題についてであります。

女性力の発揮に不可欠なのは、もちろん女性の健康であります。そのために身近な場で多角的な支援を受けられるように、予防接種や治療歴、出産、健康診断の記録が一目でわかる「健康パスポート」の発行は、地方自治体にとっては必須の女性サポート施策であると思います。そしてそれに基づく健康総合相談を実施したり、出産や病気の治療に役立てることにより女性特有の、しかも個人ニーズに合った対応ができるようになるものと考えます。健康で充実した人生を支援する健康パスポート実現に向けた考え方について、お伺いいたします。

4点目は、出産問題についてであります。

国の第二次経済対策には14回分の妊婦健診の無料化が盛り込まれました。本市は当局のご努力により、国に先駆けて14回の無料健診を実施しております。そしてそれは市民から感謝されるとともに、県外からも注目されております。最近、里帰り出産や助産師出産にも適応できるよう、さらなる拡充策について期待の声が寄せられておりますが、本市の取り組みについてお伺いいたします。

5点目は、妊産婦救急救命体制についてであります。

去年は奈良、最近では東京で8つの病院に受け入れを拒否され、妊婦が死亡した問題は、医療体制が手厚いはずの大都市でも安心の出産が確保できていない深刻な実態を浮き彫りにしました。母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母子の健康を守る周産期医療と妊婦の救急救命体制の現状と課題についてお伺いしたいと存じます。

質問の3つ目は、大仙市の親と子を守り育てるためにという観点からご質問をさせていただきます。

時代や文化が人の発達に大いなる影響を与えることは間違いのない事実だと思います。北海道大学大学院教授の田中康雄氏は、20年以上にわたる臨床的出会いの中から、「子供は親の鏡」以上に「時代の鏡であると確信している」と述べられておりますし、また、同大学大学院教授の伝田健三氏が小・中学生を対象に2003年に行ったアンケート調査に基づいて、2008年に実施した精神科医による「うつ病面接調査」の報告書によると、738人のうち何らかの気分障害の診断基準を満たしたのが78人、

10.6%おります。その内訳は、大うつ病性障害13人、1.8%、小うつ病性障害15人、2.0%、気分変調性障害4人、0.5%、双極性障害（そううつ病）は46人、6.2%という結果が出ております。さらにこれを詳しく診察してみると、この78人のうち19人、2.6%、12人が高機能自閉症アスペルガー障害、7人が注意欠陥、多動性障害（AD/HD）が強く疑われたと報告されております。そううつ病の一部はAD/HDが合併している疑いもあり、その症状においては多動、多弁、イライラ感、衝動性、注意散漫などの重なる部分が多いこともわかっております。今回の調査で子供にも大人のうつ病と同じうつ病が存在することがわかりました。発達障害やAD/HDの子供たちも、うつ病状やそううつの症状を訴え、大人と同じような苦痛や困難を抱えているということを認識する必要が出てきているのだと思います。ライフスタイルの変化により、長時間のゲーム、携帯電話の使用、インターネット、テレビ、メールといった現代の文化が子供たちに対し大きな影響を与えているとも言われております。

いそベククリニック院長磯辺潮氏は、その著書の中で、子供に起こりやすい心の病気に心身症、うつ病、PTSD・急性ストレス障害、社会不安障害、摂食障害、パニック障害、強迫性障害を挙げておられます。先程申し上げた2.6%の心の病を持つ子供たちへの危機介入、危機対応が緊急の課題であり、子供のメンタルヘルスの問題に専門的知識と専門的対応や治療が求められているのではないのでしょうか。

私は昨年12月定例会で、発達障害の早期発見、早期治療の観点から、5歳児の健康診断の必要性を訴えさせていただきましたが、残念ながら実現には至りませんでした。全国の市町村では、少子化社会の中でこのことを重要な課題として取り上げ、この一年間で臨床心理士を入れた5歳児健診を実施する自治体が増え続けております。それはとりもなおさず、その先にあるうつ病治療で不登校や引きこもり、ニート等の対策につながるからではないかと思えます。

2007年、イギリスのブラウン政権は、改革の手始めに、まず「子供・学校・家庭省」を新設しました。この省の利点は、従来の縦割り行政を乗り越え、各部局ごとにばらばらだった子供に関する諸問題を連携協力しながら包括的に対応できる部局を成立させたことにあります。その結果、地域のボランティアや各種団体の活動が活発化し、子供の問題行動に対して個別的な支援と多様な命令が可能となり、成果を上げております。

そこで質問させていただきますが、発達障害の早期発見・早期治療のために5歳児健診を導入することができないか再度お伺いいたします。

2つ目は、子供のメンタルヘルスを支えるために乳幼児から青少年までの相談窓口として、（仮称）「子育て子ども教育連絡室」、または（仮称）「子ども課」を設置するお考えはありませんでしょうか、お伺いいたします。

3つ目、相談窓口には専門の職員として臨床心理士を置く必要があると思いますが、採用するお考えはございませんでしょうか。

以上3点についてお考えをお聞かせ願います。

最後の質問に、大仙市の歴史や伝説を冊子にすることについて、ご要望申し上げたいと存じます。

私は視察や研修で訪れた先で、その地域の偉人や伝説を本にしてお土産店で販売しているのをよく見かけます。一例ですが、北九州市では市内の名所や伝説を子供でも読める昔話にして一冊の本にしております。その本には、地域に残っている伝説の場所や史跡、昔から語り継がれてきた言い伝えなど40話、地図も添えて昔話形式で書かれておりました。

私は、8市町村が合併した大仙市にこそ、このような本が必要ではないかと思えます。それぞれの旧市町村には、市民に知っていただきたい史跡や言い伝えがたくさんあると思いますが、残念ながら自分の住んでいる地域以外の史跡や言い伝えを知る機会がほとんどない子供たちや大人に対して、改めて地域を見つめ直すきっかけを提供できると思えますし、観光で大仙市を訪れる方々に対しても奥深い歴史や豊富な史跡、言い伝えなどが紹介できると思えます。地図で場所の紹介があれば、関心のある人は訪れたいと思うのではないのでしょうか。わかりやすい昔ばなしの形で、教科書や難しい市史ではなく、誰もが手に取って見ることができ、それによって本市が残した歴史や史跡、語り継がれてきた言い伝えなどを紹介することができる「大仙市版昔ばなし絵本」を作成してはいかがでしょうかと思うのですが、当局のお考えをお聞かせください。

以上、通告による壇上での質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（佐々木昌志君） 6番杉沢千恵子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 杉沢議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、定額給付金・緊急保証制度の保証枠拡大についてであります。

はじめに、定額給付金の目的につきましては、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに住民に広く給付することにより地域経済に資す

ることとされております。

国では、年度内の給付開始を目指したいとしておりますが、具体的なスケジュールがまだ決まっていないことや手続きに困難が伴う一人暮らしの高齢者や障害がある方々の取り扱い、また、住民基本台帳事務において基準日以降の転入者の取り扱いなど、まだ詰めきれてない課題も多いことから、実施可能な制度として早く構築されるよう全国市長会を通じて国に対して要望しているところであります。

また、事業の実施体制につきましては、議員ご指摘のとおり、支給に当たっては市民に不安や不利益が生じないよう適切な体制を整えるとともに、振り込め詐欺などの事故防止につきましても、きめ細かい広報活動の実施など万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、現在の経済状況につきましては、アメリカの住宅バブル崩壊に端を発した金融危機の影響は、瞬く間に実体経済に及び、世界同時不況と言われるほど深刻な事態となっております。

市内の製造業においても急激に受注が減少するなどにより、人員削減を進める事業所も急速に広がりつつあり、経済不安が拡大しているものと認識しております。

金融危機を背景に中小企業庁が行う緊急総合対策に基づく緊急保証制度は、中小企業の方々の資金繰り支援に万全を期すために、対象業種や融資枠の拡大、貸し渋り対策などで全力で取り組みがなされている状況であり、県においても融資制度の拡充と雇用対策を柱に緊急経済対策が進められておりますので、大変厳しい経済環境ではありますが、その効果により経営と雇用の安定に結びつくことを期待しております。

次に、中小零細企業に対する本市の支援策につきましては、今次定例会で緊急の経済対策として、市内中小企業者の経営安定を図るため、融資される運転資金について利子の負担軽減を図るための利子補給を行うこととし、12月5日に議会でご承認をいただきました。早速、取り扱い金融機関や信用保証協会、商工団体との連携の上で新制度をスタートさせておりますが、今後とも各種の広報手段を活用し、PRに努め、制度の普及を図ってまいりたいと存じます。

また、年末、年度末に向けて融資を受けようとする中小企業者が信用保証協会からの保証を受けるための認定手続きを必要とすることから、年末の29日（月曜日）と翌日の30日（火曜日）は通常通りの業務に対応し、融資実行のための支援をしてまいります。

質問の第2点は、女性サポートについてであります。

はじめに、労働問題につきましては、景気後退が深刻化する中、派遣社員や期間従業員などの非正規労働者のリストラが増加しており、雇用不安が一層高まっている大変厳しい労働環境下にあります。

市といたしましては、雇用情勢の安定に向けた国の雇用制度や市の雇用拡大助成金制度のPRに努めるほか、仙北地域振興局、仙北市、美郷町、ハローワーク大曲との連携を図り、求職者の就職支援と地元企業の人材確保を目的に、就職面接会を1月27日に開催する予定であります。この面接会は一般の求職者に加え、来春に高校を卒業する学生の方々にも案内し、地元企業への就職支援を図りたいと考えております。

大仙市は昨年の男女共同参画都市宣言に続いて、今年、男女共同参画推進条例を制定いたしました。条例の前文にワーク・ライフ・バランスの推進を掲げ、職場・家庭・地域の人々の意識や行動を変えていくことが重要であるとしております。これを踏まえ市では、事業所対象の研修会を開催するなど、事業所の協力と理解を得ながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて啓発活動を続けているところであります。

雇用情勢の厳しい中ではありますが、宣言文や条例の趣旨に沿って、揺るぎない啓発活動を続けてまいりたいと考えております。

質問の第2点は、エコポイント制度についてであります。

エコアクションポイントとは、環境省が家庭部門の温室効果ガスを削減するため、国民に身近で、わかりやすい形で、一人一人の取り組みを促すために推進している事業で、平成20年度はモデル事業を実施し、その成果を踏まえ平成21年度からは本格展開を図るとしております。

エコアクションポイントの仕組みは、現在、企業が発行している販売促進ポイントと同様のもので、消費者が温暖化対策型商品やサービスを購入する際に付与され、たまったポイントで様々な商品やサービスと交換できる仕組みで、温暖化対策型商品やサービスの購入、省エネ行動を経済的インセンティブにより誘導するものであります。

この制度は、ポイント原資を市場メカニズムの中で調達することで、企業の販売促進や環境コミュニケーション等にリンクした自立したビジネスモデルとして拡大発展が期待されるものであることから、市としては民間の自主的な取り組みを注視してまいりたいと存じます。

次に、健康問題につきましては、現在、妊産婦に対する母子健康手帳と20歳以上の

成人に対する健康手帳の2種類があります。母子健康手帳は、昭和23年以降、妊娠、出産、子供の成長・発達、予防接種、既往症歴の記録により多くの母子の健康管理に役立てられております。また、成人の健康手帳は、健診状況や治療状況、服薬状況、健康相談、健康教育の受講状況等、健康の自己管理の記録としての手帳ではありますが、十分に活用できていない状況にあるようであります。

今後も現在の2種類の手帳を活用してまいりたいと考えておりますが、特に健康手帳が市民にとって、より健康管理に役立てられるよう、活用について広く市民に啓発してまいりたいと思います。

次に、出産問題についてであります。妊婦の無料健診につきましては、市では歯科健診も含め14回の健診を実施しており、県内でも上位に位置しております。

国では第二次経済対策において、必要な回数、いわゆる14回程度の妊婦健診にかかる費用の国庫負担率を拡充する方針をかためているようであります。

また、里帰り出産や助産所の助産師による健診についても公費負担ができるような体制のあり方を検討しております。

大仙市におけるここ数年の出産傾向としては、すべて医療機関による出産となっており、ご質問の助産所の助産師による健診や出産の実績はありませんが、今後とも国の動向を注視しながら、しかるべき支援体制を図ってまいりたいと考えております。

次に、妊産婦救急救命体制についてであります。市内で分娩を取り扱う病院、診療所は3カ所あり、救急の場合は秋田赤十字病院及び平鹿総合病院の周産期母子医療センターを利用しております。

広域消防本部によると、平成19年度の妊婦の救急搬送は26件ありますが、ほとんどの妊婦が出産前にかかりつけの医療機関を持っており、救急の場合はかかりつけ医から救急対応できる医療機関へ搬送され、搬送前にかかりつけ医から医療機関へ事前に連絡されており、受け入れを拒否された例はなく、特に問題なく対応できているとしております。

質問の第3点は、発達障害等の早期対応策についてであります。

現在、母子保健法の規定による1歳6カ月の健診、3歳児健診をはじめ就学時健診等で支援を要する子供への対応に努めているところであります。

市内の5歳児は、ほとんどが幼稚園・保育園に入園しており、年2回の健康診断の中で発達のチェックが行われております。また、支援を要する児童に対しては、本年度か

ら新たに保育支援員の配置や早期療育に向けた保健師や保育アドバイザーによる相談、保健所の巡回相談、児童相談所や療育センターへの紹介等関係機関との連携による相談活動を実施しております。

学校生活上支援の必要な幼児、児童生徒が在籍する幼稚園、学校へは生活支援員を配置し、個々の指導に対応しておりますので、現在実施している健診体制の強化を図りながら発達障害等の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

次に、（仮称）「子ども課」の設置につきましては、現在、市の相談支援体制として母親のメンタルヘルスを含めた乳幼児健康相談や子育て支援の母子相談、就学時の相談については、それぞれの分野で対応しております。

福祉事務所内においては、家庭児童相談員、母子自立支援員、保育アドバイザーを設置し、日常的な相談支援を行っており、また、教育委員会においては広域カウンセラー事業を活用した臨床心理士による相談活動が行われております。したがって、今後も現在の体制で相談窓口対応や子育て支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、臨床心理士の採用につきましては、現在の職員体制及び県などとの関係機関との協力体制の整備により、対応可能であると考えております。

質問の第4点、大仙市の歴史や伝説に関する質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 質問の第4点は、大仙市の歴史や伝説の冊子についてであります。

市では平成17年度に生涯学習事業の一環として、教育委員会と大仙民話の会が主体となり、「おらだの昔っこ」と題した82ページものの冊子を作成した経緯がございます。この冊子には、近隣地域に古くから語り継がれた昔話26話が収められておりまして、方言をもとに誰もが読めるように漢字にはふりがなを付す等の配慮がなされております。

また、こうした昔語りや言い伝えをもとに生涯学習奨励員による大曲とその周辺に伝わる昔ばなしや伝説を題材にした手作り紙芝居なども製作され、様々な機会をとらえて伝承に努めているところでございます。

しかしながら、大仙市にはいまだ知られていない話や埋もれている伝説などがござい

ますので、その掘り起こしも必要ですし、対外的な大仙市の紹介資料や観光資料としての活用など、なお検討の余地もあると思いますので、今後、関係各課との連携や協議を重ねてまいりたいと思います。

以上であります。

○副議長（佐々木昌志君） 6番、再質問を許します。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 女性サポートについて2点お伺いしてよろしいでしょうか。

1点目は、環境問題についてであります。

エコライフという観点から質問させていただきます。

まず私たちができるところからと、例えば身近な運動に買い物でのノーレジ袋とかマイバッグ持参というのがあります。自分たちも地球温暖化防止に役立っているという意識が生まれるという点からしても大切ではないかなと、この運動が大切ではないかなと思いますが、当市として取り組んでいるもの、また、これから取り組まれるものがありましたら、数値目標も含めてご紹介いただければと思います。

それから、女性サポートの2点目ですが、健康パスポートの件です。

当市として2冊あるとおっしゃいましたが、結局、小・中・高の部分が抜けるようなもので、上と下はあっても中がないという冊子、しかも母子手帳はなくしてしまったり、健康手帳は現在持っているということもあるかもしれませんけれども、これが自分の健康の歴史として、生まれたときから今日まで自分がどういう医者にかかって、どういう治療をして、どういう薬を使ったんだという、こういうものがきちんとなされていれば、次に医者に行ったとき、何かで支援を受けなければいけないときに、そのパスポートが貴重な自分を守るというものになると思いますので、立派なものをつくるというのではなくて、自分の体をきちんと一つのものにまとめておく、そしてそれが守る、市民を守るという、健康を守るというものになるのではないかと思いますけれども、再度お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 杉沢議員の再質問にお答えいたします。

最初にこのエコライフの関係につきましては、市民生活部長から具体的にこれまでもやってきましたし、これからも計画を組んでおりますので、あわせて説明させていただきます。

2点目のこの健康パスポートの問題につきましては、確かに生まれたときからそうい

うのを全部持っているというのは理想かも知れませんが、果たしてその辺がどうなのかなという感じもします。我々は母子手帳と今の、これ、母子手帳も再発行はもちろん可能でありますし、この一般の健康手帳をきっちりやることで対応可能ではないかなという考え方なんですけれども、あと学校では学校医も含めた体制がございますので、こういう中でやっていけるのではないかなという考え方です。問題提起を受けました健康手帳については、もう少し我々も研究、検討してみたいと思いますので、時間をいただきたいと思います。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。元吉市民生活部長。

○市民生活部長（元吉峯夫君） エコライフとしてのレジ袋の削減への取り組みでございますけれども、今年度10月をレジ袋推進月間と位置づけまして、テレビコマーシャルとか、それから各店頭での削減を呼びかけたところでございます。市内4店舗で実施いたしましたけれども、レジ袋の辞退率が約20%ぐらいでございます。もちろんこのレジ袋の削減は石油の使用量の削減、それから排気量の削減、そういうふうなことにつながることでございますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

今後でございますけれども、レジ袋の削減については、マイバッグの持参率向上ということに向けまして、関係の事業所の協力をいただきながらレジ袋の有料化ということについて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、現在策定しております環境行動計画の中におきまして、最終年度であります平成25年度の目標数値でございますが、市内100事業所でマイバッグ持参率を50%というふうな数値目標を掲げましてこの後取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木昌志君） 6番、2番に対する再々質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） ありがとうございます。目標が明確になって、そこに向かうということがとても大事だと思いますので、私自身も含めまして地球温暖化防止に頑張っていきたいと思っております。

アフリカの環境保護活動家のマータイさんも日本の言葉の中の「もったいない」ということをとても、これがもしかしたらリデュース・リユース・リサイクルの、このキーワードでないかということで、もう世界的に広めてくださっておりますが、この「もったいない」という言葉を極めてわかりやすく説明したこの環境保護を私たちも運

動を広めていきたいなと思っております。これは要望と自分の意志であります。

次の分に移ってよろしいでしょうか。

3番目の質問でありました大仙市の親と子を守り育てるための臨床心理士の採用をと
いう部分であります。

今回もまた空振りに終わったという気がしますけれども、私たち現代社会というのは
本当に難しくなってきたておりますし、現実、私たちも相談を受けることが複雑で多岐に
わたっているものが増えてきております。その分、対応も、心の部分も含めまして
研究がなされておりますし、それが進んできております。まさにその専門職が必要とさ
れるというときではないでしょうか。私はあえて言えば体験、経験、年功で対応する、
そういうときではないような気がいたします。大仙市の子供たちがすこやかに育って、
そして明るい大仙市を築いていっていただきたい、つくるためにも、将来も含めて臨床
心理士の採用を再度お考えいただければと思って質問させていただきます。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 杉沢議員からこの問題については問題提起を受けているとい
うことも十分承知であります。この問題、臨床心理士の問題だけではなくて、全体の体制に
ついて、いろいろご提言を受けながら大仙市としても最大限の対応をしながら今きてい
るところであります。その辺もひとつご理解いただきたいなというふうに思います。例
えば保育園に対するこうした問題に対応できる職員の育成であるとか、アドバイザーの
問題であるとか、幼稚園・保育園にもそういう体制、これでもまだ不十分ではないかな
と思っております。まずこういう部分をしっかり対応していかなきゃならないことでは
ないかなというような問題意識であります。

それとあと、今、確かに行政の人間は医者、あるいは臨床心理士ではありませんけれ
ども、きっちりやっぱり研修・講習を受けたり、あるいはこういう関係の専門の皆さん
を嘱託職員としてお願いしたりしながら対応をしてきているつもりでありますので、ま
ずこの体制をきっちり整えることが大事ではないかなと思っています。今年度からかな
り本格的に対応をしようということで始まりましたこの自殺防止のネットワーク、こ
ういう中で精神科の先生、そういう関係する皆さんがほとんど協力していただける体制の
中で、こうした問題にも取り組むことができるのではないかなと思っています。
あとその医師会の先生方からもいろんなアドバイスをいただきながら、我々事業を組み
立ててきているつもりでありますけれども、この臨床心理士が例えば我々ぐらいの自治

体で1人いることによって問題解決ができるかという、そういうことに対しては、まだ十分な検討が我々もできていないし、そういう指摘も受けておりませんので、もう少しこの臨床心理士の問題につきましても、様々な体制を整えながら考えさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木昌志君） 再々質問を許します。

○6番（杉沢千恵子君） ありません。

○副議長（佐々木昌志君） これにて6番杉沢千恵子君の質問を終わります。

続いて、13番齊藤博幸君。13番。

○13番（齊藤博幸君）【登壇】 大地の会の齊藤博幸です。いま少し質問の時間をお貸しください。

平成20年も残り半月で暮れようとしています。今年の干支はねずみで十二支のトップ、ねずみ年のイメージは、豊かな実りねずみ算というほど多産だし、ねずみのいる家は栄えるということわざもあります。そんなわけで年始めには何か良い年になりそうな気がして希望を抱いておりましたが、結果は北京オリンピックが終わった頃から世界的に経済バランスが大きく狂い、市内の企業の中でもパート、派遣社員、また正社員にまで及び解雇されている現状に及んでおります。

戦争を経験された年配者との会話で、昭和20年の終戦の激動の年、また、今おかれている平成20年の日本の現状、内容こそ違いますが20年という数字に歴史的因縁を感じ、日本が大きく政治、経済、外交に変化を伴う節目にきたのではと申されておりました。私もそう思っております。

くしくも今年の世相を一字であらわす年の瀬恒例の漢字が「変」、変わるであります。来る年は良い年になることを心から願い、本題に入らせていただきます。

まず最初の質問は、観光についてであります。

大仙市には自然環境、温泉、全国にも有名な大曲の花火大会などすばらしい観光資源があります。しかし、観光客数は減少している現状と受けとめております。交通網の発達により日帰り通過型の観光が増え、現在の経済不況の影響もあり、観光産業が発展している状況とは言えない状態であります。国も休日を移動させ連休を増やすなどの政策を行っておりますし、週休二日制も定着してきておりますので、宿泊し、また連泊するような滞在型の観光の潜在的需要は高まってきております。そして農家民宿や農山村に滞在して地域の人々との交流を図るグリーン・ツーリズムの潮流を生かしながら滞在型

の観光にしていかなければ、我が市の観光産業のこれ以上の発展はないと考えます。ここは市が率先して関係者と率直な話し合いの場をつくり、ホテル、旅館、民宿、関係団体の方々のご意見を十分聞いた上で、大仙市以外の、特に都市部の宿泊客を呼び込むような宿泊情報を中心とした広報活動が必要と考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、林業政策についてであります。

地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対する強い期待が寄せられる一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に直面しております。このような中、水源等公益森林の整備に対しては、今後、国・県・市町村の公的機関の役割がますます重要となってきております。

また、山村については昨今、過疎化・高齢化が進み、その活力が低下する中で林業生産活動の活性化を通じてその再生を図ることが地域政策上極めて重要と考えます。

昨年のはじめは、原木取り扱い量が前年度に比べ4割増となるなど、久々に秋田県の林業全体に明るい兆しが見られました。また、木材産業界でも合板や集成材、そして一部製材業でも活発な荷動きが展開されました。しかし、昨年秋以降は全国的にも住宅着工数が大幅に減ったことなどにより大変厳しい状況と聞いております。

そこで、現在の市の林業の現状についてお尋ねします。

1点目は、森林整備、間伐などの面積の推移についてであります。

2つ目は、地場産木材の流通利用状況でございます。農業をはじめ他業種では地産地消が図られているが、公共工事等に地場木材を積極的に活用することを推進していただけるのか。

3点目は緑の雇用対策等、森林・林業担い手対策の現状であります。

4点目は、木質ペレットをはじめバイオマス利用の促進等による間伐材を含む地域材の需要拡大と地域林業、木材産業の振興についての考え方と今後どのように林業政策に取り組んでいかれるのか伺います。

次に、自治育成支援事業についてであります。

自治体の原点は集落の自治会であると考えます。この事業は自治活動及び地域づくり活動の推進に大いに役立っていると考えます。20年度は前年度比15%減で交付しておりますが、21年度の予算編成に当たっては、どのような考えで臨むのか。現在、補助金削減の現状ですが、集落の活性化のためにも現状維持は必要と考えますが、いかが

お考えか伺います。

また、補助金の算定基準が世帯数に応じ4つの区分にしておりますが、その理由と均等割の金額設定の根拠について、また、あわせて少数世帯の自治会に対する支援について今後の考え方を伺います。

次は、まちづくり交付金事業についてであります。

中仙、神岡、協和、それぞれ合併前の計画を引き継ぎ、今般の財政状況の中で紆余曲折もありましたが、21年度最終を迎えられることに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、まちづくり交付金の制度概要に事後評価を公表し、計画期間満了時、3ないし5年間、市町村は目標の達成状況を事後評価、国がチェックして共同で公表。達成状況が悪ければ国が改善を勧告という内容があります。それぞれの地域の事業について、どのように検証なされているのか。また、その成果をどう生かして地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化につなげていくのか。また、あわせて協和地域の事業が来年度、最終を迎えるが、事業計画の概要について伺います。

最後の質問は、児童生徒のすぐれた個性を発見し、これを認めてあげたり表彰するための方法、それを地域に紹介する方策についてであります。

我が子の健全育成を願わない親はなく、また、それは家庭の責任が大変大きいですが、そればかりでなく社会の責任でもあると考えます。健全に育てるためには叱ることも大切であるが、褒めろとも言われます。もちろん悪いことは叱らなければなりません。叱り方にも工夫が必要です。叱られることは当人にとって決して嬉しいことではなく、場合によっては反抗心を助長することもあります。逆に褒められたことについては悪い気はしないし、褒められたこと以外でも自律自戒につながろうかと思えます。教育環境が大変な今日、私は児童生徒のすぐれた個性を発見し、これを褒めてあげる方法なり、システムが必要ではないかと提言するものであります。スポーツ・文化については、協会・団体等で表彰されているようですが、ほかに「努力賞」、学校生活に努力のあと著しい子供、「奉仕賞」、社会または個人に奉仕している子供、「親切賞」、弱い者を助けている子供等、卒業までに1人1回を表彰、校長が教育委員会に報告したり、市民に紹介できる場面があると励みになると考えます。人間誰でも良い面を持っているので、その面を伸ばすことが健全育成に効果が大であろうかと思えますが、こうした取り組みについていかがお考えか、教育長の所信をお尋ねします。

最後に、今月13・14日に行われた協和地区の小学校統合に伴う備品の売買において、新聞記事にもございました。教育委員会並びに協和分室の皆さんに、ご苦勞様と申し上げて、この場での質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（佐々木昌志君） 申し上げます。13番齊藤博幸議員の一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時に本会議を再開いたします。

午前11時42分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○副議長（佐々木昌志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。13番齊藤博幸君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 齊藤博幸議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、滞在型観光の振興についてであります。

大仙市内に宿泊施設は本年11月現在、40施設で2,017人が宿泊可能となっております。大仙市の宿泊状況につきましては、秋田県観光統計によりますと、市内施設の宿泊者は平成17年に15万2,000人台、平成18年、14万6,000人台、平成19年は14万4,000人台と減少傾向にあります。

また、グリーン・ツーリズムにかかわる農業体験受け入れにつきましては、平成19年度は修学旅行等を中心とした体験受け入れは564人で、うち民泊受け入れは70人であり、受入先は西仙北グリーン・ツーリズム推進協議会、協和認定農業者協議会、角間川地区の仙北平野めぐり耕房となっております。

議員ご指摘のようにホテル、旅館、民宿など関係者との話し合いの場は非常に大事なことでありますので、早速そのような機会を設け、方向づけをしながら滞在型観光の推進に努めてまいりたいと存じます。

質問の第2点は、林業政策についてであります。

はじめに、間伐材などの整備面積の推移につきましては、平成14年度から平成16年度までの年平均が986ha、平成17年度から19年度までの年平均が1,136haとなっており、毎年本市の人工林森林面積18,444haの約6%に当たる面積を間伐などにより整備している状況であります。

次に、地場産木材の利用状況につきましては、本市の杉を中心とした製材品は、主に大仙市や秋田市の製材工場で製材され、そのうち8割が建築製品となっております。建

築製品の販売先は、地元の大工、工務店を主体として、県内の地場販売が7割、関東圏が3割となっております。

なお、本市においては地場産木材を公共工事に活用するため、西仙北地域で建設中の北ノ沢市営住宅につきまして、CM方式により住宅建設を行っております。

また、21年度着工予定の協和地区の市営住宅につきまして、これは木造2階建て8棟16戸を予定しておりますが、この木造住宅につきましても、できるだけ地場産材が使われるよう指導してまいりたいと思います。

次に、緑の雇用対策等森林・林業担い手対策の現状につきましましては、緑の雇用担い手対策事業とは、林業就業者の減少と高齢化が進む中、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を安全で効率的に行う担い手を確保育成するための研修等を行う事業であります。平成15年度から19年度の5年間に、市内で33人が1年間の基本研修を受講しており、研修後は全員が地域に定着して林業に従事し、林業振興に尽力されております。

次に、バイオマス利用の促進等による木材産業の振興と今後の取り組みにつきましましては、最近の林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しさを増しているところであり、林業と林産業が連携して付加価値の高い木材、木製品を安定的に供給できる基地づくりに取り組んでいくことが肝要であると認識しております。このため大規模製材工場建設計画に対し、製材業の体質強化を図るためには是非必要であると考えておりますので、計画が確定すれば支援してまいりたいと考えております。

林地残材等のバイオマス利用の促進につきましましては、コスト的、製造的に利用が難しいと言われており、現在、大学や研究機関において研究に取り組んでおりますので、その結果などを注視してまいりたいと考えております。

なお、ペレットの生産、あるいは使用につきましましては、町村会が非常に先行して取り組んでいらっしゃるようでありまして、東成瀬村が率先しておりますので、この問題につきましましては、こちらから是非東成瀬村を研修させていただきたいというふうに思っております。

質問の第3点、自治会育成支援事業に関する質問につきましましては企画部長から、質問の第4点、まちづくり交付金事業に関する質問につきましましては建設部長から、質問の第5点、活躍した児童生徒に関する質問につきましましては教育長から、それぞれ答弁させていただきます。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 5点目は、活躍した児童生徒を認める方法やシステムについてでございます。

家庭や学校では、子供たちのすこやかな成長を願う気持ちは同じでありまして、ルールはルールとしてしっかり守らせるとともに、様々な機会を通じて賞賛と励ましを繰り返して行うことが人格陶冶にとっては欠かせないことだと考えております。

市内の小中学校におきましては、あいさつ賞とか、あるいはチャレンジ大賞、各種コンクール賞など学校ごとに工夫いたしまして表彰したり、あるいは人の心を動かす善い行い、いわゆる善行をした子供を学級通信、あるいは学年報で紹介したりしているところがございます。

本市におきましては、議員ご指摘のとおり文化・スポーツ面において各種団体に表彰していただいておりますほか、広報「だいせん」でも掲載していただいております。さらには教育委員会においてもPTA連合会や校長会等で紹介させていただいております。

一つの事例であります。大曲南中出身で現在高校3年生の石郷岡さんの例を紹介いたしますと、大仙市中学生オーストラリア派遣の1期生でもありまして、みずから目的意識を持ち、日中青少年友好交流団に全国の中から選ばれ、日本の高校生の代表として胡錦濤国家主席とともに記念植樹をしましてまいりました。その後、日本でまた再会しましたら、名前を覚えていてくれて声をかけてくれたというようなことで、大変感激した例などもございます。やはり周囲からの励ましとか、あるいは賞賛が自信を持たせ、その後やはり大きな成長を遂げている一つの例でないかなと、こう思います。生涯学習情報誌「こすもす」にも座談会に出ていただいております。

やっぱり子供たちというのは、学習とか、あるいは体験活動を通しながら、夢とか希望を持ちながら、あるいは感動などの継続した積み重ねというのが心のやはり少しずつステップを上げて、やはり成長していく糧になるものでないかなと考えております。したがって、幸いにも本市では地域住民が学校への支援を行う学校支援地域本部事業も立ち上がってまいりました。その折々に地域の方々から子供たちが頑張っている様子を情報提供していただくなどすることで、理解やあるいは賞賛されるチャンスが増えてくるのでないかなと、こう思っているところでございます。

やはり教育委員会といたしましても機会をとらえ、学校やPTA、あるいは関係機関に一層働きかけてまいりますとともに、今後ともやはり大人も子供も含め、互いにやはり認め合い、励まし合える社会でありたいというふうに願っているところであります。

以上であります。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。小松企画部長。

○企画部長（小松辰巳君） ご質問の第3点目、自治会育成支援事業についてお答えいたします。

現在市では自治会の組織化と育成を図り、住民主体のまちづくりを進めることを目的に、大仙市自治会育成支援として、補助金交付要綱により申請のあった自治会に対して補助金を交付しております。

平成21年度の補助金につきましては、今後とも自治会の育成を図っていくため、今年度と同じ率での支援を考えております。

補助金の算定基準についてであります。この補助金制度は合併当初、自治会の組織化を推進するため、自治会が実施した事業に対する補助金と集落会館の維持管理等に要する経費に対する補助金の2つの制度がありましたが、自治会事務の煩雑さを考慮いたしまして、平成18年度に整理統合したものでございます。

統合前の補助金は、世帯割額のほか10世帯以下、11世帯から30世帯以下、31世帯以上50世帯以下及び51世帯以上の4つに区分し、それぞれの世帯区分により均等割額を交付しており、統合に当たりましてもこの考えを踏襲したものでございます。

次に、少数世帯の自治会に対する支援についてであります。市では小規模な集落のコミュニティーの維持を図るため、今年度から小規模集落コミュニティー対策事業に取り組んでおり、小規模な自治会におきましても自主的・主体的な活動により、市民と協働のまちづくりを推進していただけるよう、自治会支援のうち会館の維持管理に係る部分につきましては見直してまいりたいと考えております。

あわせて、小規模な自治会のコミュニティーの維持につきまして、その対策について検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。中嶋建設部長。

○建設部長（中嶋喜代博君） 質問の第4点、まちづくり交付金事業についてお答え申し上げます。

はじめに、まちづくり交付金事業の検証につきましては、制度上、本事業は計画策定時に事業効果を測定するための何項目かの指標を設定しており、事業完了時、または最終年度までに検証することになっております。

現在、4地区におきましてまちづくり交付金事業を実施しておりますが、平成16年度から事業を開始しております神岡地域の神岡地区、中仙地域の旧街道周辺地区につきましては本年度が最終年度となっております。また、協和地域の羽後境駅周辺地区は平成17年度から事業開始し、明年度が最終年度となっております。

これまで厳しい財政状況を踏まえまして、事業費の見直しを行い、事業を実施してまいりましたが、最終年度となります神岡地区及び旧街道周辺地区と平成21年度に完了予定の羽後境駅周辺地区につきましても、事業費及び事業メニューを圧縮しながら一定の成果を上げられたものと考えております。

神岡地区及び旧街道周辺地区の2地区の事業評価につきましては、それぞれの地区のまちづくり協議会等において事後評価に対する意見交換を実施いたしております。その中で出されました意見として、「計画規模の縮小により交流空間が縮小されたので、今後イベントを行うなど人の集まりやすい環境を整備してほしい」、「本事業により良好な市街化が形成されたので、今後はよりよいまちづくりを進めていくための人づくりにも力を入れてほしい」、「駅から二日町の間を回遊性を高めるため、観光や地元名産品等のPRを工夫してほしい」、「整備後、斉内川の河川敷にはかなりの人が集まってくるので、高い効果があったのではないかと思う」等の意見でありました。

これを受けて去る11月28日、秋田大学関係者をはじめとする市内有識者7名で構成する大仙市公共事業評価審議委員会に第三者の視点から審議をしていただき、妥当であるとの答申をいただいたところであり、この結果を市のホームページに公表することとしております。

まちづくり交付金事業は、議員ご指摘のとおり事後評価のチェックリストを国に提出し、審査を受けることとなっており、その審査結果を踏まえ、今後はそれぞれの地区できあがった施設の有効活用等、費用対効果が図られるようフォローアップを実施しながら、それぞれの地域のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、協和地域の羽後境駅周辺地区の平成21年度事業につきましては、公営住宅等整備事業は木造2階建て8棟16戸の建設を予定しており、苅谷沢中央公園の整備と公園内に予定の集会施設の建設や道路整備工事として境菅生田線の流雪溝整備工事と苅谷沢線の改良工事、地域生活基盤施設の地域案内板の設置を計画しております。

また、事業最終年度でございますので、事後評価もあわせて予定しております。

以上であります。

○副議長（佐々木昌志君） 13番、再質問を許します。はい、13番。

○13番（斉藤博幸君） まず1点目、観光についてでございます。

市長は前向きに行うということでご答弁ございました。是非とも具体的な、いろんなお話を聞きますと、せっかく花火のとき、あれぐらいの観光客が来ておるわけございまして、これは私、市内の宿泊舎のオーナーが集まってもどういう意見が出るかわからないけれども、最後はやっぱり旅行会社というかそういう大きい、日本旅行とか、名前言って悪いけれども近畿、いろいろ有名な会社があるけれども、そういう方に大仙市としてはこういう受け入れが、体制ができますと、そういうことでやっぱり観光バス単位で、一人、二人で頑張るのも結構だけれども、そこまで飛躍した考え方を持っていないと、なかなか今までどおりじゃないかなと思います。その中でメニュー、次の日は大仙市内を回っても結構ですし、秋田県でも結構です。大仙市に泊まっていたら次の日に男鹿半島へ行っても、まあそれはどうにもなるわけでございますけれども、ただ、何としてこの大仙市に泊まっていたかということです。例えば棧敷席とか入浴券とかいろんな何ていうかな、旅行の企画商品にしてやれば、1社ぐらいはまあ何とかよしやってみようかなという気持ちになってもらえるんじゃないかと、自分ながらただそう思ってるだけかもしれませんけれども、そういうことから始めていかなければ、なかなかやっぱり一個人宿泊業者がこうしたいからといっても、みんなそれぞれ四苦八苦で経営しているわけで、やっぱりそこで市が先になってやっていただきたいと、そういう思いで質問したわけでございます。

まず、あわせて今、合併して4年を経過するわけでございますけれども、いろんな合併以前の観光協会とかいろんなそういう組織ありますけれども、そろそろやっぱり、私は一緒になった方がいいとかというんじゃないかと、気持ちを一つにして大仙市としてやっぱりみんなで取り組むような方向性も必要じゃないかと、そろそろそういう、4年を経過したからそういうことも必要じゃないかと考えますが、そこら辺についてちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

この大仙市にいかにとどまってもらえるかということの問題につきまして、今の三セクの温泉等の会議でも支配人の連絡会議の中でこういう問題も協議されております。問題は例えば花火を中心にしますと、花火の前後、花火のときは泊まる、これはわけです

けれども、花火の前後のあたりまで少し大仙市的なツアー、あるいは隣あたりまで含めたツアーを組むとか、こういうことが大事ではないかなと思いますので、これも実際やっていらっしゃるホテル、民泊、旅館等をやってる皆さんから様々ご意見をいただきながら、大仙市としてもし協力できるのであればこのコースの組み立てとか、あるいは旅行者を含めた観光バスの対応、こういうことももしできるとすればやっぱりやっていかなきゃならないものだと思います。

それから2番目の合併して丸4年になるという段階での観光物産関係の、もう少し大仙市的な取り組みをやるべきではないかというご指摘であります、そのとおりだと思います。今年度、機構改革で観光物産課として一つの課を独立させたのもこうしたねらいからでありますので、こうした視点に立った大仙市としての観光物産、今の大仙市としての観光基本計画を作っておりますので、こういう中で表現できるものではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木昌志君） 再々質問を許します。ございませんか。はい、13番。

○13番（斉藤博幸君） 再々質問はありません。

○副議長（佐々木昌志君） 2番の再質問を許します。

○13番（斉藤博幸君） 林業について、私は朝起きれば山を見て、寝る時も山を見て、山のことしか頭ないわけでこういう質問をしたわけだけれども、今、その林業、先だって山の神あってちょっと働いている人方とお話をしたら、今、国でも県でも林業に関しては本当になんかの予算を投入しております。そういうわけで、山で働く人方は大変有り難いと感謝しておりました。

しかしながら、国で、秋田県に何億でしたか、数字ちょっと忘れちゃったけれども、そういう予算はきてるわけだけれども、結局林道網の維持管理が悪くて奥の方に行かれないとか、そういうことでなかなか何ていう面積を消化するに、この今、組合の方でも、森林組合でも頑張っているわけだけれども大変だというお話を伺いました。

それでもう一点は、今、山を持っている山主さんが山に何も興味ないもんだから、そういう事業があっても、まず誰もわからないと。それで森林組合とか労務班の方々が一生懸命この山やった方がいいとか、まずやってこうやっているわけだけれども、やっぱりせつかくそういう予算が国の方でも頑張ってやってくださいよってきてるんだから、市でももっとやっぱり山主さんに周知徹底して、やっぱり山を整備していただくようなことをアピールしていただきたいのであります。先程申したとおり、旧協和のことを

言って申し訳ないけれども、協和はあのおり78%が山で、旧町時代から林道は一生懸命作りました。ところが今となりますと、なかなか先程言ったように山に対してあまり関心ないものだから、作った林道もあちこちかなり荒れております。そういうことで、その林道の今後の維持管理とあわせて前向きな答弁を市長にお願いしたいわけでございます。よろしく申し上げます。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 林業、木材産業の振興ということだと思いますが、まず、私の認識ですけれども、九州あたりと比べれば秋田県の対応というのは非常に遅れているというふうに思います。もっとやはり我々も含めて官が積極的にやっぱり開発して、その木を植えていくということをやらないと、秋田の人工林、杉、これほとんどだめになるのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、全体の林業政策については、我々は雄物川流域全体でこの組織を作りながら活動しておりますけれども、そうした大きい組織を通じてやっぱり県に対して大きな課題について協議の場を設けておりますので、そういう場でやはりより具体的な突っ込んだやっぱりその林業政策、林産財政策というものをやってもらうよう働きかけてまいりたいと思いますし、それに対応するぐらいやはり市でも様々なことを考えていかなきゃならないと思っております。その一部として、我々その小さい試みですけれども、思い切ってCMによりまして地元産材、少なくとも県産材を何とか使った住宅を建てれないとか、あるいは今度協和で行います市営住宅につきましても木材で最初からいこうとか、そういう具体的なことをまず積み重ねていかなきゃならないのではないかなと思っております。

それから、林道とあわせて作業道の問題ではないかなと思います。せっかく作った林道でありますので、これはやっぱり維持管理もしていかなきゃならないと思います。その後の、むしろ作業道に対して、よりきめ細かに対応していかないと、多くの木が出てきませんので、できるだけやはりこれはきめ細かに我々も含めて森林組合の皆さんと一緒にになりながら、やはりこれを、作業道というのは一回作って仕事が終わりますと、また自然に還るといふそういう考え方になりますので、作業道網の整備といいますか、木を奥から出してこなきゃなりませんので、そこに林道がつながっているという概念だと思っておりますので、そういう課題についても市として積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○副議長（佐々木昌志君） 再々質問ありませんか。はい、13番。

○13番（斉藤博幸君） もう一点、この今の森林整備事業で山主さんに対して市としてもPRして、積極的にこの事業を活用していただきたいというそのPRをしていただきたいということを質問申しました。

それで、あと3回目ですのもう一つ、これは意見みたいな話になるけれども、学者さんが日本の国、この後復興しても今までみたいな自動車とか電機産業では日本は立ち行かなくなると。こういう環境産業に力を入れなければほかの国に遅れをとると申した方がおりました。夢みたいな話ですけれども、やっぱりこの自然の有り難さを我々は当たり前前に思っているけれども、いま一度やっぱりここで認識しないとだめかなと思っています。長くなりますけれども、先だって会派で新宿区役所に勉強に行ってみましたが、都会の役所では長野県の伊那市の市有林を区役所で買い上げてというかお借りして、あの時の話で年間3,000万円ぐらい田舎のそういう山を新宿区でいろいろ間伐したり、子供方を連れて行ったり、そういう時代にきましたよって新宿区の方が教えてくれました。間もなくそういう時代がくると思います。そこまではいかななくても、先程の質問したことをまず林道と、林道は先程いただきました。その周知徹底について、市としてもいま一度森林組合と徹底して頑張ってくださいますかということをお願いします。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 山の持ち主の皆さん、代も替わってわからなくなっていると、そういうことに対してもいろいろやっていく制度がありますので、まず我々も森林組合の皆さんと一緒にしながら、そういう山に、自分の山がどこにあるかという問題も含めまして、そういう課題について一緒になって今、事業の中でやらせていただいておりますので、そういうことについても積極的に山の持ち主の皆さん、おそらく地元ではなくて都会に住んでいらっしゃる方もおりますので、そういう方に対してのやっぱり認識を持っていただくというようなことは、これからも積極的にやらせていただきます。

○副議長（佐々木昌志君） それでは3番に対しての再質問を許します。はい、13番。

○13番（斉藤博幸君） この事業については、先程冒頭に申したとおり、本当に今、高齢化になって小さい集落になればなるほど高齢者の方が一人暮らしとか2人で暮らしているわけで、この事業は金額の大小は問わず大変本当に有り難いとみんな申しております。

そこで先程部長が前向きに、21年度は、この後どうなるかわからないけれども、こ

ここで発言したことは守ってくれると思うけれども、前年度並に頑張ってみないと。私は本当にこの後、22年からですか、水道の料金改定とか、先般は保育料の改定、下水道、本当上がる中で、やっぱり大仙市としては先程申したとおり自治体の原点は集落でありますので、何とかこのことは今申したとおり約束していただきたいと思います。

それで自治会10世帯以下が18戸のうち、その中で会館の持っている集落が11集落でありまして、何と考えても建物があれば電気、水道、いろいろアンペア数が違っても基本料金はそんなに変わらないわけで、そこら辺を十二分に全体的なバランスを考えて当初予算に反映させていただきたいと思います。これはやっぱり何回も言うけれども、少数世帯、一番最小世帯数の集落は何戸か私、もしわかっておりましたら、一番最低の戸数でやっている集落は何戸の集落だか、今もし数字わかりましたら、わからなければ結構です。それで、再度先程部長が申したこと、前向きに頑張りますと言っていたら、あと再々質問はやめます。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 部としっかり協議をした上で部長が答弁しておりますので、この件につきましては過疎法の期限切れになってきていまして、新しい過疎対策をどうするかと大きい国の枠組みの中にも入っていると思いますし、私ども大仙市として先程部長が答弁しましたように、小規模集落の問題をどうするかということで本格的に動き出しております。こういう中でこうした問題についてもきっちり位置づけていきたいというふうに思っていますので、それとあわせてこの自治会支援の関係につきましては、合併調整で一定の枠組みで制度を作って合併したわけですがけれども、なかなか実情に合わないということで18年度から改正させてきていただいております。ですけれども大分整理ができましたので、まず許せる範囲でひとつの基準として現行の制度を前提にしてものを考えていかなきゃならないだろうということで今、全体の予算編成の中でも考えているところでありますので、あとあわせて南外におきましては、もう少し大きく、本当にその自治会として小さくなり過ぎた部分について、もう少し大きい枠組みの中で応援、相互扶助できないかという観点でも動いている地域もございます。そういう要素もありますので、全体の中で本当の意味の小規模な集落の会館の問題、そういった問題を別立てで考えることも必要ではないかなと思っていますので、今、議員からいろいろ指摘いただきましたし、部長も答弁しているような形で考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○副議長（佐々木昌志君） 再々質問ありますか。

○13番（斉藤博幸君） なし。

○副議長（佐々木昌志君） では、4番について再質問を許します。

○13番（斉藤博幸君） 4番については、合併した当初、これ計画どおりいくのかなど、本当に大変心配しておりました。先程申したとおり、大変本当に大変な事業だったなど思っております。

それで、例えばこれ、達成状況が悪ければ国が改善をとということがあるけれども、具体的にどういうことが挙げられるんですか。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。中嶋建設部長。

○建設部長（中嶋喜代博君） お答えでも申し上げましたとおり、この後、国に対してチェックリストに基づく報告をいたします。それに基づきまして達成状況について、この後の費用対効果も含めまして国から効果を出すような形での指導がまいりますので、それに従ってこの後、先程申し上げました地域づくりとかイベント等の対応をしてまいるというのが中身になってございます。

以上であります。

○副議長（佐々木昌志君） 再々質問を許します。13番。

○13番（斉藤博幸君） これはあくまでも作ったものに対しての利用効果とかそういうことのチェックだということで解釈してもいいんですね。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。中嶋建設部長。

○建設部長（中嶋喜代博君） そのような形での指導と伺っております。

○副議長（佐々木昌志君） では、5番についての再質問を許します。13番。

○13番（斉藤博幸君） 一つ一つやって申し訳ありませんけれども、もう一つ、大変教育長はいつもやさしいご答弁で、大変本当に勉強になります。私は本当に意図するところは、子供も少なくなった地域において、協和の場合、学校も統合した。それで、いろいろ先程例に挙げた方は、これはやっぱり中国まで行って胡錦濤さんと会ったから、それはあの「こすもす」でも私も読んだけれども、それは載ります。私の考えたいのは、今、親方でもじいさん、ばあさんでも自分さ子供いる家は、ああ、あこねの子供こうだどがって情報あるけれども、全くあと子供が卒業したり、全然子供と触れ合えない世帯は、地域に何年生の子供いて、何となつて何とだつてということは、全く昔みたいにならないわけだ。そこでこういう制度を利用して、まずここの地域はこういういいことをした子

供いだどがよ、そうやってやっぱり地域で、おお何とあこねの子供いいどごあるねがどがって、まず昔みたいに、悪いことしたときはその代わりおごらねまねどもよ、そういうやっぱり地域で、やっぱり地域の子供ということのをいま一度やっていただきたいなということで今質問したわけでごさいます、具体的にこうせああせとかまずそういうことではないので、そこら辺についてもう一つ考えをお聞かせください。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） いわゆる全市的にきっちりした基準を持って表彰するとなれば、客観性が必要になってくると思います。今、議員のおっしゃるのは、その子その子にとって頑張ったものを認めてあげなさいという意味だと私は理解しておりますが、そのいわゆる評価の中には客観的な評価と絶対的な評価というのがございます。つまり、人と比べた評価、それともう一つは、その子にとって前より進歩してきたという評価がございます。私、おっしゃる後者の方も非常に大事だなと思っております。その子にとって前より非常に進歩していますよと、そういう場合は、やはり身近なところでないとなかなか掌握ができないと。したがって学校でもよく見てくださいますよと。それから、この度は2つ、地域支援本部、学校支援本部が立ち上がりましたが、新年度はそれを8つぐらいまで広げたいと思います。そういうことによって地域の方々が子供たちといろいろな接する場面が大変多くなってくると思います。そういうところでも見てあげていただいて、学校なり、私たちがなりに連絡していただければ、私たちはやっぱりその子にとっての励ましや、やっぱり奨励をどんどんやっていきたいなと、こう思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上であります。

○13番（斉藤博幸君） 理解しました。終わります。

○副議長（佐々木昌志君） 終わりますか。再々質問いいですか。

○13番（斉藤博幸君） いいです。

○副議長（佐々木昌志君） これにて13番斉藤博幸君の質問を終わります。

次に、2番佐藤文子君。2番。

○2番（佐藤文子君） 【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。

発言通告に従い、早速質問をさせていただきます。

最初に、福祉灯油の実施についてであります。

9月議会で私は、低所得者への福祉灯油を昨年に引き続き実施するように求めたとこ

るであります。これに対する答弁は、昨年の実績を踏まえ、今後の灯油価格の動向を見据えながら検討するというものでありました。今定例会に上程された12月補正予算にはこれが計上されておられませんので、11月以降になっての大幅な値下がりがこの見合わせとしたところだと考えます。確かに11月以降、大幅下落を示しておりますが、昨年10月から今年10月までの高騰ぶりは尋常ではなかったために、2008年度の年間消費額は1世帯当たり平均で14万476円、これは石油情報センター資料より秋田県の部分を抜粋したものでありますが、昨年度より1万8,590円の増となっております。加えて原油高騰による原材料費の高値による食料品、日用品、石油製品などの相次ぐ値上げで低所得者の生活は苦しみを増しております。こうしたことから秋田市、三種町、潟上市、鹿角市、にかほ市は福祉灯油の実施を表明したほか、男鹿市、湯沢市、五城目町なども実施の方向と伺っております。

緊急生活支援策として、今年も低所得者への福祉灯油の実施を求めるものでありますが、これに対する見解をお願いいたします。

2番目に、法人立保育園の暖房費と除雪経費についてであります。

法人立保育園の燃油代助成についても私は9月議会で要望したところでありますが、これに対する答弁は、保育単価に基づき燃油代もそれに含まれているので、運営費の中で弾力的に対応するべきものというものでありました。確かに基本単価に加え、児童用採暖費加算、除雪費加算など、暖房や除雪にかかわる加算措置が行われております。しかし、その額は担当課にお尋ねしたところ、例えば定員90人の四ツ屋保育園では、暖房や除雪費、合わせても76万円程度しかありません。また、定員110人の協和保育園では130万円程度で、実際の必要経費には程遠いのが実態のようであります。驚くことに除雪費加算がついているのは、豪雪地帯と言われている協和保育園だけが対象になっているのだそうであります。

このように国では保育所の施設、設備の最低基準を示しておりますけれども、それによると乳児室は1人当たり1.65㎡とか、ほふく室は3.3㎡、2歳以上の子供の場合には保育室または遊戯室で1.98㎡と信じられないほど狭い基準になっているわけでありまして。このような大変狭い環境で多くの子供を保育する保育士の配置基準も、おのずと大変少なくなっているわけです。このような劣悪な基準をもとに保育単価や加算額が設定されているのが実態でありますので、大きな施設や広い敷地の保育園の暖房や除雪費を保育単価で賄うことは到底できるものではないと私は考えます。

さて、社会福祉法人大空大仙に移譲された、また、今後移譲が予定されている旧町村の保育園のほとんどは、建物、敷地面積とも大曲地域の保育園の比類ではありません。建物面積1,000㎡を超える施設は11園中7園、敷地面積10,000㎡を超える施設は5園となっており、これらはいずれも床暖が施され、広い駐車スペースを備えている立派な保育園であります。これらの維持管理費は保育単価の枠内にはまるものではないと思うことから、今後、暖房費や除雪費に関する助成も必要になってくるのではないかと考えるわけです。

そこで質問です。1つに、大曲保育会保育園の暖房費及び除雪費と大空大仙保育園、今後法人化となる保育園の分も含めて、暖房費、除雪費は、それぞれどれだけになるものなのか。そして、保育単価との格差はどれだけなのかという点をお知らせいただきたいと思えます。

2番目には、大空大仙の保育園については、大型施設・敷地であることから、維持管理経費は保育単価では賄える状況ではないと思えますが、これに対する見解をお願いします。

そして今後、除雪費、暖房費についての助成は当然必要になってくると思えますが、その考えがあるのかどうか、以上見解をお知らせいただきたいと思えます。

3番目に生ごみの分別収集と資源化の取り組みについてお尋ねいたします。

今年4月発表の一般廃棄物処理基本計画では、焼却・埋め立て処分を中心とする廃棄物処理からの転換を図り、循環型社会の構築に向けて減量化・再資源化を推進するため、市民、事業者、行政の責務を明確にするとともに、ごみ処理にかかわる取り組みを体系的に定めることを計画の目的としております。課題としては、3つ目に分別リサイクルの中で燃やせるごみとして処分されているプラスチック類、紙類、生ごみ類の処理体制について個別に検討を進め、循環的に資源が再使用される体制を構築する必要があるとして減量化目標達成のための施策及び推進方法を挙げております。この方法の中での③にも生ごみ減量化対策を挙げております。

市長は、市政報告でごみ袋の有料化後、家庭ごみの排出量が燃やせるごみで1,099t、9.3%の減、燃やせないごみが169t、21.7%の減と述べております。確かに減量率はこれまでより高いが、有料化で減量率が高くなっても二、三年後には増加に転じたということは全国各地で有料化事例でも明らかになっております。もとより本市では、19年度になって減量に転じておりますので、これは全市

統一の分別区分と収集体制になったことや市民の減量意識の高揚と収集体制への協力が進んだことによるものと私は考えます。

しかし、決定的に可燃ごみの減量のためには、可燃ごみの50%から60%が水分であるという、そのもととなる生ごみの分別収集と資源化にあるのではないかと考えます。私は11月25日、福岡県大木町を訪れ、町の中心部に建設された「おおき循環センターくるるんバイオシステム」を視察してまいりました。この町をなぜ選んだのかといいますと、それは大木町は面積はわずか18.43km²、人口1万4,500人の小さな町でありますけれども、漁業も畜産もない、稲作と麦、キノコ栽培など農業を中心とした町で、生ごみの分別収集と有効な肥料精製を行い、資源化に取り組み、僅か2年で燃やすごみを家庭系で44%、事業系で51%減量できたという情報を得たからであります。

くるるんバイオシステムは、おおき循環センターの核となる施設で、町内から発生するすべての生ごみと浄化槽汚泥とし尿をメタン発酵させ、バイオガスを回収して発電エネルギーとして利用するとともに、発酵後の消化液を有機肥料として活用するための施設であります。主な施設は、メタン発酵槽、バイオガス発電機、生ごみ破砕分別装置、液肥貯留槽で、ここで作られる電気は敷地内の管理学習施設のエネルギーとして、液肥は年間約6,000t作られるようですが、10a当たり5tから7tを散布し、米、麦、それぞれ50町歩に提供しているようであります。

生ごみ分別収集は平成18年11月から全域で開始されたわけですが、収集方法は山形県長井市のレインボープランを採用し、バケツコンテナ方式で行っているようで、町内450カ所に置いたこのバケツに、収集日に合わせて前夜に配置されたこの専用バケツに各家庭から生ごみを運び入れるというもののようであります。そしてこの収集を週2回行っているようであります。このことによって燃やすごみは、それまでの週2回から週1回に変更しています。

くるるん周辺を回って歩いていても全く臭いはいたしません。それは嫌気的なこのメタン発酵槽の中でこうした精製が行われるということからのようであります。また、回収したバケツも専用機で洗浄し、収集日に合わせ配置することから生ごみ特有の臭いはほとんどありませんでした。

町民は実施2年で異物をほとんど入れない状態で生ごみを出し、町民の9割以上が「良かった」「あるいは概ね良かった」との受けとめをしているようであります。

大木町では2000年に循環のまちづくりビジョンを策定し、様々な取り組みを行ってきたようであります。取り組む上では住民との協働を重視し、資源分別は現在20品目となり、全国に先駆けたこのバイオマスタウン構想とくるるんの建設、2008年3月には子供たちにツケを残さないことを決意した「大木町もったいない宣言」、ゼロウエスト宣言というのだそうでありますが、それを行うなど、着々と循環のまちづくりを進めております。

視察に対応してくれた環境課資源循環係長の境公雄さんが語った中で、「まず大量に消費し、その後始末に追われるやり方ではいけない」、「この子供たちにツケを残さないまちづくりを住民の皆さんと協働して進めなければ」、また、「ごみから宝の山という考えで取り組んでいる」、「やれるかやれないかではなく、やるかやらないかであって、やるとなったら市民の知恵、専門家の力も借りて方策は見つかるものだ」といったことが大変印象的でありました。

そこで質問です。当市におきましても一般廃棄物処理計画に掲げているように、抜本的な減量につながる生ごみの分別収集と資源化による循環型社会のまちづくりに向け、具体的に取り組むときではないでしょうか。生ごみ処理分別収集の検討について、平成20年度には事例調査の実施とありますけれども、どのような調査を行ったものか、あわせ取り組みへの意気込みについて伺いたいと思います。

4番目に、社会保障カード導入問題についてお尋ねいたします。

今年6月27日に閣議決定されました2008年経済財政改革の基本方針、いわゆる骨太方針には、新たに社会保障カード（仮称）の導入が盛り込まれております。政府のIT戦略本部（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）、本部長は総理大臣のようでありますが、このIT戦略本部が決定し、公表したIT政策ロードマップで、この社会保障カードの発行等にかかわるシステムの基本計画を検討するといった方針を反映したもののようであります。

この社会保障カードとは、IT政策ロードマップによりますと、年金手帳や健康保険証、さらには介護保険証としての役割を果たす社会保障カードを実現することによって、社会保障情報を閲覧できる環境の構築を目指すものと説明しているようであります。この説明は財界などで構成する社会保障国民会議が中間報告で「個人レベルでの社会保障の給付と負担を明らかにすることが不可欠であり、ITの活用や社会保障番号制の導入を推進すべき」というふうに発言、提起していることから、財界が主張してきたこと

を社会保障番号制導入と社会保障の個人勘定の方向に沿ったものであるというふうなことは明白であります。さらに骨太方針では、納税者番号の導入に向け、社会保障番号との整理等を含めて具体的な検討を進めるとしており、社会保障カードの検討は住民基本台帳カードの普及と一体で行うとしております。

こうしてみますと、社会保障カードの導入の具体化によって住民基本台帳と社会保障番号と納税者番号までを一体化して導入していく、事実上の国民総背番号制、国民監視体制づくりへの流れを作ろうという政府の意図がありありと見えるものであり、国民の自由とプライバシー、納税者の権利の保護にかかわる重大な動きと言わざるを得ないわけであります。

そこで伺います。市長はこの（仮称）「社会保障カード」について、どのような見解をお持ちか、また、この問題に対する対応の現状についてお知らせをお願いします。

質問の最後に、派遣切り、期間社員切りの実態と経済救済策についてお尋ねいたします。

日本共産党は12月4日、政府への申し入れを行い、「年の瀬を迎え、雇用と中小企業を守る緊急対策を」と題する麻生首相あての要請書を手渡し、志位委員長と麻生首相との党首会談も行ったところであります。

アメリカの金融危機に端を発した急速な景気悪化が労働者と中小零細企業に甚大な打撃を与えており、日本共産党は11月に既に大企業・大銀行応援か、国民の暮らし応援か、景気悪化から国民生活を守る緊急経済提言というものを発表し、具体的な対策を政府に求めてきたところであります。

今回の申し入れでは、自動車産業界をはじめとして大企業が派遣社員や期間社員などの非正規雇用の労働者を大量に解雇する計画を次々と発表し、派遣切り、雇い止めの嵐が吹き荒れている状況を踏まえ、大量の失業者が年末年始の路頭に迷う事態を引き起こしてはならないとして、まず第1に大企業、経済団体に対し、雇用を守る社会的責任を果たさせるなど強力な指導監督を行うこと、また、2番目には政府として失業者対策を抜本的に拡充することを求めています。もう一点は、資金繰りの困難から中小企業の倒産を増大させる事態を引き起こしてはならないとして、一つに大企業、大銀行に中小企業の経営を守る社会的責任を果たさせること、政府として中小企業の経営を支援する緊急の手だてをとることを求めたものであります。

市では、中小企業への緊急支援策を独自に実施したことは大変評価できるものであり

ますが、ここで伺いたいのは、市内にも自動車産業と関連会社に勤められている方々が大変多くいると思いますが、派遣や期間工としてこのたびの派遣切りや雇い止めになった方はどれだけいるものなのか。また、全国では3万人とも言われておりますけれども、身近にこのような方々について既に調査していると思われまますので、その実態について伺います。

また、年末年始を平穩に迎えられるよう、こうした方々への緊急の経済的救済策をとれないものなのか、考え方をお伺いしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐々木昌志君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、福祉灯油の問題についてであります。

昨年度実施した灯油購入助成事業につきましては、平成17年度の灯油の価格であります。平成17年12月、1リットル当たり72円、平成18年79円、平成19年99円と価格が高騰し、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、支援を要する低所得世帯に対し冬季採暖に必要な灯油購入にかかわる負担軽減策として緊急的に実施したものであります。

議員ご指摘のとおり、本年度は全県25市町村のうち6市3町1村が年度内の灯油購入助成事業を実施する意向を示しておりますが、その多くが先の国の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用し、実施するものと伺っております。

石油情報センターでは、直近の秋田県灯油平均単価が1リットル当たり78円と公表されておりますが、需要期にもかかわらず2年前の価格より下回っていることなど、また現在、大曲地区内の灯油価格は1リットル70円を切っている状況などを鑑み、市といたしましては、本年度はこの事業を実施しない方針であります。

質問の第2点、法人立保育園に関する質問につきましては久米副市長から、質問の第3点、ごみの分別収集と資源化の取り組みに関する質問につきましては市民生活部長から答弁させていただきます。

質問の第4点は、社会保障カード、仮称であります。導入問題についてであります。

社会保障カードは年金手帳、健康保険証、介護保険証という3つの役割を1枚のICカードに集約させるもので、国では平成23年度の導入を目指し、具体的な検討が行われていると伺っております。これは利用者の利便性の向上を図るとともに、市町村など

の保険者、医療機関や介護サービス提供者など関係機関の事務経費について軽減が図られるとされております。

こうした機関を利用する市民にとっては、所持携帯するカードの枚数が減るほか、引っ越しや転職の際にも健康保険証を提出、返却する手間がなくなるなど、また、自分の年金記録についても簡潔に確認できるなど多くのメリットが挙げられております。

しかしながら、基本的にはすべての住民データが登録されるため、個人プライバシーの侵害、情報の一元管理など様々な不安要素も考えられることから、仮に導入するのであればこれらの個人情報にかかわる安全対策について十分に検討していただきたいものと思っております。

質問の第5点は、いわゆる派遣切り、期間社員切りの実態と経済的救済策についてであります。

はじめに、派遣切りや雇い止めになった方々の実態につきましては、大仙市内及び大仙市に工場のある自動車関連13社に聞き取り調査をしたところ、8月頃より受注が落ち込み、昨年同期と比べ1割減から3割減が主で、中にはピーク時の半分の会社もあるなど大変厳しい状況であり、派遣社員の雇い止めなどが起こっております。調査企業のうち、現在まで人員削減を行った会社は3社で、今後新たに3社が雇い止め等を予定しているとのことであります。人数といたしましては、8月から9月は派遣社員が3名雇い止めとなり、10月から11月にも派遣社員が3名雇い止めとなり、さらに正社員5名が解雇となっております。今後の見通しとしては、1月までの間に派遣社員が約100人程度、契約社員が10人程度の雇い止めの見込みのようであります。

また、求人につきましては、ハローワーク大曲によりますと、製造業を中心に派遣労働者の求人を11月までは受理しておりましたが、その後は求人を更新しなかったり求人取り下げにより新たな派遣労働者の求人の受理はなく、12月8日現在において派遣労働者の求人はない状態と伺っております。

市といたしましては、自動車関係の製造業のみならずJ C大曲店の大量解雇など離職者の大幅増加に伴い、企業の人材確保と求職者の求職支援を目的とした仙北地域の雇用促進のための就職面談会を1月27日に大仙市大曲交流センターにおいて開催予定であり、参加企業の募集を呼びかけるとともに、求職者の皆様の一日も早い再就職につながることを期待しております。

次に、緊急の経済的救援施策についてであります。現在のところ直接的な支援策は

ありませんが、再就職の支援策として今後も他団体と共催し、各種セミナーの開催や合同面接会の開催など、再就職につながる支援をしてまいりたいと考えております。

また、失業により生活の維持が困難となった世帯に対しては、一定条件を満たす場合、再就職までの間の生活資金を貸し付ける離職者支援資金制度を秋田県社会福祉協議会において実施し、市の社会福祉協議会においては10万円を限度に助け合い資金貸付事業も行っていることから、今後も市の広報等により広く周知してまいりたいと考えております。

なお、今議会におきまして、この大変な不況の状況に地域経済もきているということから、様々な対応についてご質問がありました。私は現在の状況について、このアメリカの住宅バブル崩壊に端を発した金融危機は、あっという間に製造業など実体経済に深刻な影響を及ぼし、世界同時不況と言われるほどの状況として、またこの地域経済に暗いかげを落としているというように認識しております。政府による23兆円の二次補正予算も決まったようでありますので、大仙市としては早急に（仮称）経済雇用生活緊急対策本部を設置し、様々な角度から地域経済の状況調査を急ぎ、市の対応策を決め、1月中旬に議会に提示したいと考えております。現在の状況は1998年だと思えますけれども、ひどいあの不況になった状況、あるいはそれ以前でありますとオイルショックの状況、そのぐらいひどい状況だというふうな認識を持たなきゃならないと思っておりますので、緊急の雇用対策等も含めた全体のこの経済対策を全庁的に取り組みながら対策案を議会の皆様とご協議申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄君） 質問の第2点目は、法人立保育園の暖房費と除雪費についてであります。

法人立保育園の運営は、保育の最低基準を維持するために必要な児童1人当たりの月額経費である保育単価に児童数を乗じて算出された運営費と、市からの様々な補助金で経営しているところでございます。

はじめに、大曲保育会の保育園につきましては、暖房費がおよそ670万円、除雪費がおよそ160万円程度かかっております。大空大仙の保育園につきましては、暖房費がおよそ615万円ほどかかっておりますが、除雪費は市の方で駐車場等の除雪を実施しておりますので、法人の負担は少額というふうになっております。

保育単価における暖房費につきましては、児童用採暖費の加算が10月から3月まで、

児童1人当たり1,130円となっており、大曲保育会では年間およそ696万円、大空大仙では年間およそ325万円となっております。

除雪費につきましては、豪雪地域であります協和保育園のみが保育単価の中で加算がありますが、その他の保育園には加算がありません。

次に、大空大仙の保育園は施設設備が最低基準を大きく上回る保育園となっておりますので、保育単価で見込まれる光熱水費等の施設管理費を超えるものとなっております。そのため、大空大仙には施設管理費補助といたしまして20年度の当初予算ベースで1,076万円の補助を行っておりますし、除雪につきましても敷地面積が広く、法人では実施が無理なために、今までどおり市で対応することとしております。

法人立保育園には、これまでも安定的な経営の維持を図るため助成を実施しており、充実した保育サービスの推進を行ってきたところであります。この助成につきましても、今後とも法人と協議しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。元吉市民生活部長。

○市民生活部長（元吉峯夫君） 質問の第3点は、生ごみの分別収集と資源化の取り組みについてでございます。

はじめに、生ごみ処理の検討につきましては、大仙市一般廃棄物処理基本計画において、本年度、事例調査を実施することとしております。

調査内容といたしましては、生ごみ処理機購入費補助金交付者に対して、ごみ処理量、処理物の利用などについてモニター調査を実施しているほか、今後、家庭ごみ有料化制度完全実施後半年を経過する平成21年1月を目途に、市内500世帯を対象とした排出意識調査を実施し、各家庭での取り組みや課題、市が実施する減量化、再資源化事業へのご意見、ご要望について調査するとともに、その中で生ごみの処理方法について広くご意見を頂戴する予定でございます。

近年、有機栽培ブームによる堆肥利用の増加と循環型社会の構築が叫ばれる中、一般家庭のコンポスターを使用した生ごみの堆肥化や企業から排出される生ごみを堆肥化する施設が建設されてきております。また、大規模農業化に伴う家畜糞尿の増大のため、従来の方法では堆肥化が間に合わず、野積みされた家畜糞尿による地下水汚染の懸念などから、自治体などで堆肥化施設を建設する例が全国で散見されるようになってきており、この情報収集にも努めているところでございます。

生ごみはごみ総排出量の約8割を占める燃やせるごみのうち、重量比で約60%に及ぶことから、生ごみの減量がごみの減量に大きくつながることはご案内のとおりであります。生ごみに加え、市の基幹産業であります農業から排出される稲わらや家畜糞尿、また、浄化槽汚泥を含めた廃棄物が持続的に循環する社会の構築は、本市が目指すべき未来であると考えております。

しかしながら、生ごみを含めたこれらの廃棄物の有効利用を実施すると仮に想定いたしまして、現在の廃棄物処理体制ともあわせて検討した場合、現在の廃棄物処理経費の大幅な増加に加え、施設の建設に多大な経費がかかること、最終的に生産される堆肥の流通ルートを安定的に確保しなければならないこと、また、設置した施設を財政面でも健全に運営していくために付加価値のある堆肥流通システムを構築しなければならないことなど、多くの厳しい課題が山積しております。

また、本市の廃棄物処理体制につきましては、平成14年に美郷町と共同で設置した大仙美郷環境事業組合ごみ焼却場をはじめ、本年度同組合の一般廃棄物最終処分場が供用開始となっており、建築費の償還に多大な経費を投入していかなければならない現状でございます。

今後もこうした傾向に大きな変化が望めない状況であることから、現在の厳しい財政状況と相まって、施設建設を含めた生ごみ等の再生利用については慎重に検討しなければならない状況であるというふうを考えてございます。

こういった情勢を踏まえ、まずは現在の処理体制の中で取り組める余計なものは買わない、生ごみを出さない工夫をするといった一般家庭における発生抑制と分別排出のさらなる徹底に重点を置いて、地域における生ごみ堆肥化の可能性を研究し、内包する問題点、課題を明らかにし、安全に運営できる生ごみ循環システムの構築に向けた検討を多方面から進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（佐々木昌志君） 2番、再質問を許します。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） それでは、1番目の福祉灯油については、地域安心交付金を活用した他の実施市町村というふうなことで、本市では今回の定例会にも上程されましたように、この交付金は既に別のところに使う、使っているわけでありますので、まずいろいろ灯油価格の状況からみて今年はやらないというふうにはっきりと言われたわけですが、私が言いたいのは、確かに灯油価格は下がっているんだけど、物価高騰

の方が上がったままそれは下がらないと。そして今年の上半期の灯油価格があまりにも高かったわけで、それで全体の年額使用料金というふうなものや物価高というふうなものも兼ね併せれば、やっぱりこれは少し緊急、低所得者への緊急経済対策というふうな立場で取り組むべき問題ではないかというふうなことで再度要望しておきたいと思いません。同じような答弁の繰り返しかもしれませんが、再度要望しましたので再度答えていただきたいと思います。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

先程答弁申し上げましたとおり、この灯油価格の実態、我々も十分調べております。昨年度といいますか今年の冬の問題につきましては、やはり著しく急激な灯油価格の値上がりで、やっぱり寒い時期、非常に困るということで緊急に対応したわけでありますので、まずこの17年・18年の普通の水準まで今、下がっています。もっと下がっているような気がいたします。ですから、全体に生活費、物価等上がっているということは十分承知しておりますけれども、まずこここのところは我慢できる限界ではないかということで、まず今回、手当をしないということにしております。先程申し上げましたように、これから、このとおりの経済状況でありますので、様々な国の対応、県の対応も含めて大仙市としても対応しなきゃならない課題が多く出てくると思っておりますので、この分につきましては、そういう対応に回していくというような考え方でご理解願いたいと思いません。

○副議長（佐々木昌志君） 再々質問ありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 1番の件は終わります。

○副議長（佐々木昌志君） 2番への再質問を許します。

○2番（佐藤文子君） 2番の件について、いろいろ答弁の内容を見ますと、結局十分間に合っているんだというふうなことをおっしゃっている点が、その点を確認したいと思います。

もう一点は、敷地、建物も含めて法人に移譲したその土地の除雪について、これは市が肩代わりしていくんだというふうなこの考え方は、その法人のこの経理だとか市による除雪、市の経費で使うと、この経理の関係で特別問題ないものなのかどうか、その辺を、実際問題ものすごい除雪費はかかるわけですが、それは今後とも市の方でやっていくというふうに答弁され、大空大仙の保育園の敷地については除雪は市でやっ

ていくというふうにおっしゃったようでしたので、そのいわゆる法人の経理の関係、そして市のいわゆる経費、そういうふうな関係で何か問題がないのかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄君） お答え申し上げますが、まず十分間に合っているのかということでございますけれども、先程答弁したとおり実際にかかっている経費と、それから保育単価で算定されている経費、さらに大空大仙については先程答弁しましたように維持管理費の光熱水費等のかかっている経費の差額分、足りない分については当初予算計上時についても十分そこいら辺を考慮しまして当初予算に計上しておるものでございます。

それからまたこの敷地の問題、広い敷地の除雪の関係でございますが、大空大仙に対しては敷地を賃借している場合と、それから譲渡している場合と両方ございまして、これまでも市の方で面積が大きいわけでございますので、やはり機械除雪等、それから消雪施設があるところは消雪施設ですけれども、ほとんどが機械除雪でやってきているはずでございまして、大空大仙ではそういう施設は持っておりませんので、これまでも市の方と法人立保育所との協議の中で、市でできるものは市でやりますよというふうなお互いのそういう協定の中でやっておりますので、そういう法的な問題はないものと思っております。

○副議長（佐々木昌志君） 2番に対して再々質問ありますか。

○2番（佐藤文子君） 2番に対してはありません。

○副議長（佐々木昌志君） では3番に対する再質問を許します。

○2番（佐藤文子君） それでは3番についてですけれども、なかなかやっぱり現実的に堆肥化施設、あるいはこうした生ごみ処理施設の建設には大変経費もかかるなどの問題があるので、なかなかこれには踏み切るというふうなところまではなかなかいけないといたのが今の実情だと思います。それで、ただ私が行ってきたところの市では、この生ごみというふうなものを市民は比較的この生ごみの分別に対する関心は非常に高いので、減量意識も高いですので、生ごみを分別しますというふうなことをやると、思った以上にスピーディーにこの分別収集体制というふうなものがとれると思います。

それからもう一点は、いわゆる精製された堆肥、あるいは液肥といったこういった肥料の使い道を、流通ルートがしっかりとだめだというふうに言っておりますが、私が行ったこの大木町では、この循環の生ごみの処理に向けて、同時にこの農政課とのタ

イアアップで、いわゆるこの作られた肥料を利用する農村組織づくりを同時に進めて行ったという経緯があったようです。そういうことがないと、当然作られた堆肥は積み上げっぱなしになるわけですので、そういった点は同時に当然検討していかなければならないわけですが、いずれ何とかしてこれを循環使用するかというふうな立場に立てば、これは考えるものなのであって、いろいろ困難が先に出て、困難があるのでなかなかやれないというふうなことでは、いつまでたってもこの生ごみの最大のこの何というか減量化できるこの生ごみの処理には踏み出せないのではないかというふうに私は思うわけです。その辺どのように考えますか。何だかんだ言っても何年後かを目指してやっぱりやらなきゃいけないという、そういう気持ちがあるのかどうか、そこだと思っただけですけども、どうでしょうか。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 確かに長井市の例なんかも今年あれしていますけれども、もうその前に、もう何年もかかっていろいろやりながら組み立てて、それに合わせてその施設も用意をしてと、こういうことでやっぱり仕組みができていくんだと思います。それは一つの理想を求めなきゃならないと思いますけれども、今この大木町の事例も紹介していただきましたけれども、うまくいっているところもあるようですけれども、全くうまくいっていない、ものすごい機械装置だけ残っているようなところもたくさんあるわけでありまして。そういう意味で我々は目指そうということははっきりしています。ですけれども、やっぱり段階をつけて、少しずつやはりごみの問題に対する市民の考え方とかそういうことも少しずつ一緒に勉強しながら、減らせるものから減らしていくという形でその像を描いていかなきゃならないのではないかなと思っています。

あわせて、我々組合で相当レベルの高い焼却施設と、それから最終処分場を作りました。少なくとも作ったからいっぱい使うというわけではないんですけども、これをできるだけやっぱり長持ちさせるという考え方で、その期間にその次のシステムを大きく変えていくというのであれば、その次のシステムのところに照準を置きながら、それまでは市民の様々な考え方、できるだけ進化させていくような努力が必要ではないかなと思います。この理想的なこのバイオマスタウンの構想というのは、おそらく今こういうことをやりながら次の世代の皆さんに考えていただいてゴールインしてもらおうというものではないかなという概念でこの基本計画をまとめているつもりであります。少なくとも今の焼却場、あるいは最終処分場、最終処分場というのは15年というのがある一つのあ

れですけれども、これを丁寧に減量化することによって20年以上使う、あるいは二十何年か使うということの中で後半戦ぐらいに将来のごみの全体の機械も含めたシステムを考えるべきではないかなというふうな考え方ですので、ひとつご了承をお願いしたいと思います。

○副議長（佐々木昌志君） 3番に対する再々質問ありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） いろいろこの古紙、あるいはいろんな分別、かなり徹底してきて、古紙などもリサイクルに回したり、そういう分量も、どんどんリサイクル、資源化されている分量は実際増えてきているというのはあると思います。ことこの生ごみについては、私は6月議会でもお話したと思いますけれども、いずれこの生ごみというのは都市化が進めば進むほどごみとしてやっぱり排出される量は、これは分別収集という、いわゆる資源化の取り組みを進めない限りは、これはもうずっと増えていく、増え続けていく種類なんじゃないですか。そういう意味で、市長さん、次の世代というのは何年ぐらい後の話のことを言っているのかわかりませんが、やっぱりこの生ごみというふうなのは絶対これは今後増えていくごみの種類なんだというふうなあたりを念頭に入れば、もう少し何とかしなきゃならないというふうな思いでスピーディーにバイオマスタウン構想でも何でもいい、こういう生ごみ資源化への取り組みというふうなものに少し手をかけていくというふうなことは大変必要なんじゃないかというふうなことを再度伺って、あと終わります。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） ですから、今申し上げましたように、今の減量の中でやはりできること、やらなきゃならないこと、これは基本計画の中でも書かせていただきましたし、実施に移してきております。例えば資源ごみ、あるいはペットボトルとかビン類にしましても、より細かく選別して出せるようにすれば、それだけやっぱりリサイクルなるわけでありまして、ですけどそれをいっぺんに急にやっても市民の皆さんがついてこれない場合もあると思います。そういう意味で、例えば資源のものであれば、もう少し細かい分類にしていく、これも少し時間かかると思います。これを徐々にやっていかなきゃならない。それから生ごみの扱いについても、一般に生ごみと総称されますけれども、例えば食べ物を中心にしたもの、こういうものについては今の地域によってやり方があるのではないかという検討もこの計画の中に入っています。例えば農村地帯であれば農村地帯としてのやっぱり生かし方があるのでないか。それを一律に街部に求めても無理な

のではないかと。それから、アパートにいる人たちはどうするかとか、様々な問題を分けながら、例えば農村部であればまだ核家族化していない地域を中心にしながら、家で土に帰す方法があるのではないかと、そういうこと様々やりながら、やはり段階的に進めていくべきものと考えておりますので、将来の姿は理想的なバイオマスというんですかね、そのごみウエストゼロという社会でしょうけれども、そういうのを一つの大きな最終目標としながら、やっぱり徐々に我々近づいていかなきゃならないのではないかなという考え方ですので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○副議長（佐々木昌志君） 再質問。

○2番（佐藤文子君） 5番目については答弁はおりません。私も各地でいろいろ対策本部を設置している自治体があちこちに出てきているというふうなこともあって、これを設置する、しなければいけないような状況なんじゃないかということをご提案しようと思いましたが、先の答弁で設置するというふうなことを言明されましたので、是非市民が大いに利用できる有効的な対策を打ち出せる機能の発揮をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐々木昌志君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。午後2時45分に会議を再開いたします。

午後 2時34分 休 憩

午後 2時45分 再 開

○副議長（佐々木昌志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。4番佐藤隆盛君。4番。

○4番（佐藤隆盛君） 【登壇】 市民クラブの佐藤隆盛であります。

まず私事ではありますが、先程斉藤議員がねずみ年から始められまして感謝しております。実は私、ねずみ年生まれでありまして、今年還暦を迎えたところであります。この記念すべき年に今定例会で来期に向け出馬表明した新たな気持ちの栗林市長に一般質問できますことを大変嬉しく、また思い出となることだと思っております。最後の質問者になりますので、類似の質問もありましたけれども、通告に従いまして3点を柱に、市長並びに副市長に質問をいたします。

まず1点目の橋梁整備について質問いたします。

まず、大仙市総合計画5節6項に生活の安全・安心確保があります。その中で現状と

課題の冒頭に次のように述べております。「大仙市地域内には雄物川、玉川をはじめとする一級河川や多くの中小河川が悠々と流れており、その豊かな自然環境は人々にゆとりと潤いを与えます。しかし、融雪時や豪雨時には河川が氾濫し、毎年のように洪水などの水害が発生していることから、水害危険区域では河川改修を進める必要があります。」などとあります。そして具体的にはどうするか取り組み概要、河川改修の促進、橋梁の架け替えについて次のように述べております。「橋梁塗装塗り替え事業、橋梁維持事業など橋梁維持修繕を実施し、市民の安全と快適な生活の確保と景観の推進に努めます。」とあります。

そこでまず雄物川に架かる姫神橋についてであります。市長もご承知のとおり16年の歳月と巨費を費やして昭和44年に竣工した大曲捷水路工事事業でありました。大曲捷水路記念誌によりますと、単に水の流れを良くし、出水による水害の危険を封じただけでなく、国道バイパスの建設を容易にし、新しい市街地を生み、大曲地域の発展を側面から支えたとも、またそうした成果を勝ち得るに値する難工事でもあったそうであります。そして大曲捷水路工事によって切断される従来からの地域住民の生活道路の補償するものとして昭和41年に架けられた橋だそうであります。

また、この事業には当時の根本龍太郎衆議院議員や、特に農地補償問題などでは市長の父親である栗林三郎議員の尽力など、大曲市民の願いが込められた事業、そして橋でありました。

しかし、その姫神橋の現在の状況は、橋名版などを取り付けているコンクリート天端が剥がれ落ち、高欄、通称欄干であります。塗装が落ち、錆びも目立っております。また、高欄の一部が破損し、支柱は腐食している箇所などもあり危険な状況となっているのであります。朝夕の通勤・通学での交通量も多く、それに何よりも県内外から観光客が大曲の花火大会会場に渡る橋でもあるのであります。

このような現状では、冒頭に申しましたように「橋梁維持修繕を実施し、市民の安全と快適な生活の確保と景観の維持に努めます。」ともあるように、私は早急に塗装と修繕整備をするべきと考えます。そして大仙市総合計画の実施計画（18年から22年度）に橋梁整備5つの事業計画のあるうち、「21年度・22年度の2カ年で3,200万円で姫神橋橋梁塗装を行う」と明記されております。

市長は、今定例会の市政報告で「総合計画の実施計画の改定につきましては、事業費の圧縮などにより財政計画との調整を図りつつ、早期にお示しできるよう作業を進めて

まいりました。しかしながら、厳しい財政状況により、いまだ財政計画との溝が埋まらないため、21年度当初予算編成とあわせ、再度「選択と集中、スクラップアンドビルド」による大胆な見直しを行い、実効性のある向う5カ年の内容を示してまいりたいと考えております。」と述べております。そういうことからそこで質問いたしますが、1つ目として、姫神橋を当初の実施計画どおり21年度から塗装整備を行うのか、まずお尋ねいたします。また、姫神橋は昭和41年から現在まで、修繕、塗装整備などを行ってきたことがあるのかお知らせください。

2つ目には、実施計画、他の4事業計画であります。水尺橋架け替え事業、愛宕下跨線橋と浮島跨線橋の橋梁耐震補強（落下防止）、土買川旧河川の内水排除ポンプ設置事業などは、みな19年度事業となっており、計画どおり完成しているのかお知らせください。

そして3つ目でございますが、大仙市で管理する一級河川に架かる橋梁が298橋あるそうでありますが、姫神橋のような整備、塗装、また架け替えが必要とする橋梁があるのかなのか、また、把握しているのか、今後どのように対応していくのかお知らせください。

橋梁整備については危険が伴うものでもあり、特に安全面において、また、整備金額の面からも高額になるため、早め早めに景観等も含め、それに築年数なども考慮に入れ、計画的に整備塗装していくべきと考えます。そして私は何よりも、財政難であればあるほど、財政難であればあるほど泥縄式でないしっかりとした整備計画を立てるべきと思います。市長の考えをお知らせください。

次に、2点目は実効性のある転作について質問いたします。

秋田県だけ突出した21年度の転作率アップが先般の報道では示されています。秋田米の市場での需要が思わしくないということのほか、転作未達成が主な原因というわけです。また、農業団体が農水省にその算定の仕方に問題ありとして見直しを要望したことも聞いております。

実は、私の住む仙北地域では、総面積に対する水田化率が70.2%と他地区に対して特に高く、従来は生産性が高いことなど、適地適作などを加味し傾斜配分をされてきたものと理解しております。しかし、同じ大仙市で転作率に差があることは、事務手続き相互互助の取り組みが煩雑などの理由かとも思われます。今年度は一律32.8%に統一されました。実に仙北地域では、平成19年度26%弱から一気に合併したことに

より、この地域だけ6.8%アップとなったわけであります。これは集荷団体などとの協議の上進められてきたとは思いますが、21年度、先程の報道のように、さらに追い打ちをかけるものと思慮されます。

私は、かねがね実効性のある減反、転作実施を望んできました。食料自給率アップの呼び声のもとに、大豆、麦の転作も、一方においては真剣な取り組みが随所に見られ、何とか米だけでない作物の定着を願ってきたこともまた事実であります。豊かな田園都市を目指す大仙市として、実効性のある転作を実施し、国の施策に要望すべきは要望し、進むべきと考えてまいりました。しかし、急激な転作率アップは、合併してよくなるもの見本のように農家の間ではとらえられていることをご存知でしょうか。

今まで申したことにより、転作非協力者が増加していないのか、その数字をお聞かせください。

一例を挙げて具体的に言いますと、農地・水・環境保全なるものが農業予算の大枠の中で現在2年目を消化しているところでありますが、一部では10a当たり4,400円をもって地域の予算とするわけでありますが、転作非協力の分は予算に盛り込まれないのであります。しかし、出役などで非協力者がその事業から恩恵を確保するなどあり、地域の中で割り切れないものを助長している例などがあります。これはつまり、急激な転作率アップがもたらした歪みと私は考えております。

また、全市各地区が転作率の統一を図るのは、一見、平等のように見えますし、諸政策がその方向に進んでいるわけであります。しかし、基盤整備事業が随所で行われていますが、市の負担割合の旧市町村間の違いは是正されているだろうか、統一を図れるものでしょうか。例えば私の住む仙北地域の一部では、同一工事区、組合でありながら旧町により違いがあり、10a当たりの単年度納付額が8,650円と6,490円の違いがそのまま生かされています。つまり、結果的には市負担が今もって地域差をつけていることとなります。この点についてもご所見を伺いたいと思います。

今年度は農薬まみれの外米を儲けのために、あれほど多くのところまで行きわたっている事実をマスコミを通じて嫌というほど見せられました。加工米として農家からすべからく食用に回されるような米が、どのように流通されているか農家ならずとも心配の種は尽きません。これだけの大きな大仙市の地域の特徴を生かした農業が展開されてしるべきと考えます。

今回は以上の観点から、農業団体の協力を得てというかもしれませんが、転作非協力

者の地域別データをお示しの上、市長は一律転作によってもたらされたものをどのように考えるのかお知らせいただきたいと思います。

また、基盤整備負担は、約束事ではあったにせよ、このアンバランスはそのままのものか、また、つまり農業政策の整合性の上から、今後どのようにお考えなのかお知らせいただきたいと思います。

3点目は、明るい職場づくりについて山王丸副市長に質問いたします。

合併してはや満4年になろうとしております。本当に月日の経つのは早いものと感じております。その間、市民よりいろいろな要望、苦情などを聞いてまいりましたが、毎年数人の方から言われることがあります。それは、市民に対して職員の挨拶と対応についてであります。いちいち例を申しませんが、職員の中には挨拶も十分にできない横柄な態度が見られるとのことでありました。また、他の方からは、電話対応で不愉快な思いをしたとのことでもありました。心の中では奉仕者としての気持ちを持っていても表面に出せない方かもしれませんが、住民は市役所事務をサービス業と見ています。市民との接触は各課の窓口の用件、そして廊下などでの挨拶など、それこそ挨拶から始まり、市民の顔であり、その対応の印象は大仙市全体の批判の対象となるものであります。

そこで副市長にお尋ねいたしますが、県幹部職員の経歴を持ち、大仙市の副市長として9カ月余りになりますが、このような職員の風潮を感じているのかお尋ねいたします。

現在、どこの民間企業でも役職員一丸となってサービス精神に徹しており、ある民間会社では、挨拶で一日が明け、挨拶で終わると言われる程対人間関係を重視し、消費者は王様と言われているそうであります。この言葉を引用するまでもなく、市役所にとって住民は主人公であり、挨拶を通して住民とのコミュニティ、連帯意識を強めなければならないと思います。すべての職員が外来者に対して、「どういうご用ですか」「ご用はお済みですか」「ありがとうございました」と窓口の人はもとより、職員一人一人が素直に挨拶を交わすことができれば、どんなに明るい市役所になることでしょう。20年前にある市長は、「市役所とは市民のために役立つ人のいるところ」と言ったそうであります。この言葉を引用すれば、「市役所とは市民のために役に立つため働く場所」ということになると思います。いま少しこのようなことを忘れかけてきているのではないのでしょうか。そして職員のみならず私たちも含め、私も含め、市民から税や負託を持って働かせていただいていることを忘れてはならないと思います。副市長は、県と

いう職場から大仙市という職場に変わり、それぞれを一定期間見てこられたわけでありませんが、私や一部市民が指摘するこれらのことは、全くの杞憂（無用な心配をすること）であるかをお尋ねし、明るく市民に親しまれる窓口や対応は、女性副市長ならではの守備範囲と考えますが、いかがでしょうか。副市長に感想と決意のほどをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（佐々木昌志君） 4番佐藤隆盛君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、橋梁整備についてであります。

はじめに、姫神橋についてであります。国が昭和28年度から昭和44年度までに実施した大曲捷水路、いわゆる雄物川の洪水被害を解消するため、大きく屈曲した川を真っすぐにし、川幅を広げ、丸子川の合流点を下流に移動した事業の中で、捷水路掘削によって分断された地域住民の生活道路を補償するため建設された橋梁であり、昭和41年度に完成しております。

姫神橋につきましては、議員ご指摘のとおり高欄の腐食と親柱コンクリートの損傷が進んできておりますので、通行者の安全を図るとともに橋梁の寿命をできるだけ長く保つためにも補修工事が必要と判断しておりますので、計画どおり21年度から実施できるよう検討してまいります。

また、これまでの維持管理の経緯につきましては、平成元年度から平成3年度に高欄の塗装工事を、平成5年度に橋桁の塗装工事を行ってきたところであります。

次に、実施計画に搭載されている他の4事業計画について申し上げます。

実施計画については、毎年見直し作業を行いながら進めており、水尺橋架け替え事業は平成16年度に基本協定を締結し、費用の一部を市が負担することで湯沢河川国道事務所が施工しており、平成19年度の完成予定でありましたが、昨年9月の豪雨災害のため工程が遅れ、工事の一部を20年度に繰り越し、今年7月に完成し、供用を開始しております。

愛宕下跨線橋と浮島跨線橋の橋梁耐震補強、いわゆる落下防止工事は、大規模地震による橋梁の二次的被害が大きいと予想される新幹線が渡る橋梁について耐震補強を重点的に実施する目的で行われている事業であります。平成19年度に橋梁の概略設計を実施し、今年度は東日本旅客鉄道株式会社に委託し、詳細設計を進めているところであり

ます。平成21年度には詳細設計に基づいて落橋防止工事を実施する計画であります。

土買川旧河川の内水排水ポンプ設置事業は、当初、流雪溝のポンプ及び送水管を利用した内水排除を計画しておりましたが、昨年9月の豪雨災害の際には1台のポンプで排除できない状況でありましたので、冠水状況に合わせた台数のポンプを借り上げて適切な内水排除を行う方法も含めて検討中であります。

次に、大仙市が管理する一級河川に架かる橋梁298橋についてであります。早急に架け替えを必要とする橋梁は現時点ではありませんが、床版や舗装の修繕が必要な橋梁が21橋、橋桁の塗装が必要な橋梁が33橋、高欄の補修が必要な橋梁が69橋あります。

なお、今後の対応といたしましては、建設年次や交通量をもとに緊急性の高い橋梁から順次修繕や塗装を行い、通行者の安全を図るとともに橋梁の寿命をできるだけ長く保てるように整備計画を立てて維持管理していきたいと考えております。

質問の第2点、転作に関する質問につきましては農林商工部長から、質問の第3点、明るい職場づくりに関する質問につきましては山王丸副市長から答弁させていただきます。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。山王丸副市長。

○副市長（山王丸愛子君） どうも質問ありがとうございます。

質問の第3点は、明るい職場づくりについてでありました。

はじめに、職員の挨拶と対応についてでありますけれども、議員ご案内のとおり私は今年の4月から就任したわけで、先程もお話がありましたけれども9カ月目に入るところであります。庁内のすべてを私自身が十分把握するということまでは至っておらないということもあまして、ご指摘のような苦情を私が直接お聞きしたということはこれまでございません。

庁内会議などで一部職員の中には、いまだにその挨拶ですとか対応に至らぬところのある職員もいるということも伺いまして、非常に残念に思っているというのが現状でございます。

次に、明るく市民に親しまれる窓口や応対についてであります。市役所職員はお話にありましたとおり、特に全体の奉仕者として市民と直接接し、必要なサービスを提供することを自分たちの業務としているわけでございますので、相手に不快感を与えるような身だしなみですとか行為・言動というのは、厳に慎むべきものと、本当にいつも

誠心誠意です。心から誠意を持ってその相手の方に対応しなければならないと考えております。

そこで、市では今年、職員の応接のマナーを見直しまして、市民への接遇レベルの向上を通じて職場のモチベーションを上げ、あわせて職員の意識改革を図ることを目的に、本年7月に職員マナー向上プロジェクトを立ち上げたところであります。各課所から85人のマナーリーダーという名前で職員を選出しておりまして、特にその中の16人がマナーマニュアル作成委員となって自主的に検討を重ねまして、11月までの約5カ月間かけて接遇マナーマニュアルを完成させたところであります。

委員ご指摘のマナーの基本であります挨拶から始まりまして身だしなみ、態度や電話の応対に至るマナーマニュアルであります。新年の1月から全職員がこれを参考に、自らの日頃の言動を振り返り、マナーの向上に取り組むということで運動を展開することにいたしております。

なお、11月には大仙市出身で千葉県でマナー研修等の会社を経営しておられます小松美智子さんを講師に、各課所のマナーリーダーを対象とした指導研修も実施しているところであります。

先程からお話が出ております、本当に年が明けますと、間もなく合併5年目を迎えるわけであります。私どもはさらに一層、職員と一緒にです。ね意識改革を図りながら、市民の皆様との信頼関係を築けるように、職員共々研鑽を重ね、市民に親しまれる市役所を目指して、明るい職場づくりに努力していきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） 質問の第2点は、実効性のある転作についてであります。

はじめに、生産調整非実施者につきましては、市全体で経営面積が10a以下の飯米農家を除きまして555人となり、昨年度に比べ6人の減少となっております。

地域別では、大曲地域が196人、神岡地域が18人、西仙北地域が54人、中仙地域が76人、協和地域が68人、南外地域が49人、仙北地域が65人、太田地域が29人となっております。

一律配分につきましては、県からの旧市町村ごとの需要量情報の提供がなくなったことから、合併後の各地域での売れる米づくりの取り組みに対する価値が把握できないこ

と、また、実際に農業者への配分事務を行う集出荷業者から要望があったこと、さらには市内農業者の公平性を確保する観点などから、各関係機関の代表者等で組織する大仙市水田農業推進協議会が方針決定したものであります。

転作率を全市一律にしたことによって基準となる収量も統一され、これまで農家や担当者にとって複雑でわかりにくかった地域やJAなど集出荷業者を超えた転作の貸し借りがスムーズに調整できることになったことがメリットと考えております。

議員ご指摘のとおり配分率が大幅に増加した仙北地域においては、地域農業者への影響が懸念されておりましたが、当地域は基盤整備率が19年度末で87.4%と市内一高く、水田の汎用化が進み、転作作物作付に支障がなかったこと、国が実施した10a当たり5万円を助成する地域水田農業緊急対策で生産調整面積の増加に対応したことなどにより、当地区の生産調整目標面積拡大分約136haのうち約108haが担い手によって大豆作付が実施され、高額の転作助成金対象となっていることなどから、地域農業者のご理解とご協力により、一律配分の影響を緩和することができたものと考えてございます。

次に、基盤整備負担のアンバランスと今後の対応についてであります。はじめに基盤整備事業の負担に係る違いにつきましては、合併前からの継続事業については、合併前の協議事項を尊重した農家負担をお願いしております。

ご質問の基盤整備地区は、本来、農家の負担となり得る償還金賦課の事務作業等について旧仙北町で所管していたことなどから、他の地区と農家負担率が異なっておりますが、合併後に負担率を変更することは当該地区内の農家間において不公平が生じ、混乱を招くおそれがあることから、事業最終年度の平成21年度まで現行負担率を継続してまいりたいと考えてございます。

次に、一律転作と基盤整備負担のバランスにつきましては、転作率は合併後3年間はこれまでの経緯や地域の実情等から地域ごとの配分となっておりますが、4年目の本年度から一本化したところであります。

基盤整備の負担の考え方につきましても、市として要綱を定め、合併後に採択される新規事業から各農家の負担が等しくなるように努めております。

今後とも市民のご意見に耳を傾けながら、公平な負担とサービスについて心がけてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○副議長（佐々木昌志君） 4番、再質問を許します。はい、4番。

○4番（佐藤隆盛君） まず1番の橋梁整備の質問をした、私、理由2つあります。

まず、ネットで見ますと、今後高齢化する橋が、50年以上の橋でありますけれども、現在6%だそうであります。そして20年後には50年以上経つ橋が47%になると。ですから半分が、もうこういう状態になるという、それに伴って、今は事故はあまりないですけれども将来は重大な事故につながるということを言っておりました。ですから私はそういうことも含めて質問したところでございます。

そしてまた一つには、今、全国で橋のある国・県で管理している橋が半分あるそうでございます。そして残りの半分は市町村で管理しているそうであります。その市町村で管理する橋、約9割は定期点検とかそういうのは行っていないというようなことを書かれておりました。ですから私は、大仙市で298あるのがどのようになっておるのかということで尋ねたところ、今のような、先程答弁いただきましたけれども、そういうことで質問したところでございます。是非とも今後、このように進めていくということで、履歴書などもきちっとまとめておいて、内輪の話になりますけれども、私はこの大仙市に架かる橋、幾らあるのかと言ったら、各支所で統計を取っておったようでございます。だから本所の方ではまとめていなかったようでございますけれども、これはやっぱり本所といいますか、大仙市の本部の方といいますか、そこでまとめるべきだというふうに思ったからであります。

それから、先程姫神橋を塗装すると、計画どおりやるということで私理解しておりますけれども、これもやっぱりいろいろ大曲の花火と言われておいて、あの現状のままを見て、これでいいのかということをも市民から強く言われまして、これだけは何とかしねばおがしんでねえがというようなことを言われましたので、このことを質問したところでございました。これは答弁ありません。

それから2番目についての、これは市長に答弁していただきたいと思っております。

今、私こう思うんですけれども、今いろいろ基盤も、減反も統一した、減反率も統一した。それが先ほど申しましたけれども、仙北が26%弱と、減反率が。こんなことを言っただけですけれども南外が32. ……確かそうだと思います。そこに合わせたということが私まず、いろいろ事情はわかりますけれども、そういうふうに合わせた。これは一つは合併当初は負担は軽く、安く、サービスは良く、このモットーだと思うんですよ。ですから例えばこの例一つ挙げても、当然一気に上がれば当然そっちの数字の、

数字から見てですよ、必ず何か問題起きてくるのは当たり前なんです。何で仙北の方に合わせ、例えば数字上、合わせればですね、これはそういう問題は起きない。もちろん金ということはわかりますよ、財政ということはわかりますけれども、それとあわせてですね保育料の問題も今あるんですけれども、これも協和、中仙と大曲から。あの数字、この前見せていただきましたけれども、赤と黒、ほとんど協和さんの場合は黒、ほかの方は赤くなる。大曲さん等は赤くなる。一つのこれも平等化といいますけれども、数字を統一するということはですね、やっぱりここら辺も、統一といいますか、均すということは非常に難しいと思うんですよ。

それからもう一つですね、下水道の問題もそうです。これも今、26年までに3,050円に統一しようとしていますけれども、これもですよ、片方はゼロ、片方は36万円負担してるんだよ。それを26年まで確か統一しようとするればですね、やっぱりここだと思うんですよ。だとすれば私は数字をするときには、どうかですね、もう一度、一番最初に負担かかるものを少なくする。最低の線に合わせてくれればいいんですけども、仮の面でただ数字をそろえるというのはいかがなもんかと思うんです。ですから私はこれを言いながら質問したところでございますけれども、もしどうしても数字を統一しようとするれば、合併は全部でこれ10年なって外れます。ですから17年に合併したから28年に全部そろいますよと、それを前提のもとにそろえるというなればですね、ある程度なっていくと思います。ある手数料のが26年、ある手数料のが3年後とか、そのものによって段階的にやるというのはいかがなもんかなということですね質問したところでございまして、この数字の統一と今の現状としてアンバランスといいますか、このことについて市長は今後ですね、どのようにしていくのか、市長から、これは認識のいろんな違いあるかもしれませんが、参考までにお答え願いたいと思います。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この転作の問題でありますけれども、これは国から示される転作率、県から配分されてくる率、これをまず達成しなきゃならないわけでありまして、そうしますと、従来ですとこれは市町村といいますかそういうところがやっていたわけですが、この関係につきましては答弁にもしておりますように、JA含めて関係機関の代表者で構成します大仙市水田農業推進協議会を開催させていただきました、この中で様々な議論がありました。ありましたけれども、やっぱり大仙市一つとしてまとまら

なければならないということで、一定のところで方針を決めていただいたということであります。そういう決め方をしておりますので、それぞれの高い低いについてはいろいろあると思いますけれども、それらの代表する皆さんのところで英知を絞ってここにまとめていただいたものでありますので、確かにそれぞれの地域の土地条件、その他によって様々ありますけれども、これは一つ大きく大仙市として考えていかなきゃならない問題であろうという、そういう形でまとめていただきましたので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

それから、質問にはありませんけれども、その辺の考え方でありまして、合併協議会の中で様々なそういう使用料、手数料、あるいはこういう問題についても協議しながら一定の合意をもって合併したわけでありまして、実際の具体的ないろいろな問題については、ほとんどが決めきれなかったわけでありまして、大仙市になりまして、やはりそれを整理していかなきゃならないという時期になってきていると思います。数字的に一本で統一できるもの、あるいはできないものもあると思いますけれども、しかし大仙市になった以上、できるだけ大仙市の市民の皆さんが、どこにいても同じサービスが受けられるようにするというのが私は大前提だと思っています。その中でどうやって調整していくかと非常に苦慮をしているところでありまして、それをやらないでいつまでも地域別であるとか、いわゆるそういうのを残しておくということは、何のために合併したかということになると思います。ですから、場合によっては、例えば水道なんかの話でよく私しておりますけれども、やっぱり効率が悪くてもやっぱり一番の生活にとって必要な水を確保するのであれば、やっぱり大仙市となって大きくなりましたので、全体としてそういう地域に住んでいる人たちの、いわゆる費用対効果でいきますと非常に悪くてもやはり一定のところはみんなで負担して、一番の、最低のインフラの中でも一番基礎となるその水の部分をやっぱり確保してやらないと、そういう考え方に立たないと整備は進んでいかないのではないかなというふうに思っております。議員ご指摘のとおりなかなか難しい問題でありますので、できるだけやっぱり関係する皆さんに丁寧にご説明をしながら、理解を得ながらまとめていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくご理解をお願い申し上げます。

○副議長（佐々木昌志君） 2番に対して再々質問ありますか。

○4番（佐藤隆盛君） 2番に対しては、今の市長の答弁を聞いてわかりましたけれども、私にはいろいろあるんですけれども、あんまりおが早くでねぐ、10年だら10年のど

ごさ合わせながら、急激でなくゆっくりと数字合わせするのも一つの方法ではないかな
ということで、それが当初私どもが合併するときにはそのことを頭に入れて合併したと
思っておりますので、そういうことで申し上げたところでございます。

○副議長（佐々木昌志君） 3番目の再質問を許します。

○4番（佐藤隆盛君） 副市長にですけれども、私は副市長とですね藤原教育次長にも一
言ありましたらお答えいただきたいのですが、これはやっぱり挨拶は教育の関係もあり
ますので一つ次長にも聞きたいと思うんです。

こんなことも言っている人がおりました。ちょっと聞いていただきたいんですけれど
も、ある本には、本格的に職場に登場した女性、すなわち総合職女性に対しては、男性
と同等の条件が要求されるのみならず、きつさ、気配り、きれいが求められるそうで
あります。そしてこうした女性への要求、項目を「新3K」というそうです。「新3K」。
ですからね、こういうことができる人は、やっぱり副市長と、それから今年から新しく
入りました藤原教育次長とね、2人協力しながら何とか明るい職場をつくっていただき
たいと、このようにお願いを、また要求しますけれども、そういうことで質問を終わら
せたいと思います。一言ずつ何かありましたらよろしくお願いします。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。山王丸副市長。

○副市長（山王丸愛子君） 「新3K」とお聞きいたしましたんですけれども、男女共同
参画ということからいたしますと、ちょっとなというそのお話でありますけれども、人
としてどうあるべきかということ、これは男女かかわらないのじゃないかと。むしろ今
の対応の悪さというので感じるのは、一番前でいらっしゃいませという女性というより
は、後ろでこうやって構えているおじさん職員の方が態度悪いなど、私なんぞには見え
ますので、私自身が自分の仕事の姿勢として、できれば、美しくはないので、せめて気
持ちよく皆様と応対していただけるような態度で日々仕事をしたいというふうには考え
ておりますし、ただ、仕事をする上ではやはり対等・平等というのは旨としながらです
ね、基本は相手の立場に立って、そして考えながら実際に行動して物事をつくり上げて
いきたいという態度で日々を過ごさせていただければなと思っておりますので、比較的
そういう気分では上司がよいものですから気持ちよく私自身も仕事をさせていただいて
おります。答えにならないかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいいたします。

○副議長（佐々木昌志君） 藤原教育次長。

○教育次長（藤原保子君） ご質問にお答えしたいと思います。お答えになるかちょっと

不安なところもございませけれども。

学校現場におりまして、やっぱり管理職として一番大事なのは、やはりコミュニケーション能力ではないかなというふうに感じておりました。したがって、市職に配属になりました折に、やはり一番気をつけなければいけないのはそこではないかなというふうに思いまして、私、去年、学校教育課長をやらせていただきましたけれども、その折もいろいろなご批判、ご指摘、たくさん頂戴いたしましたけれども、丁寧に対応してきたつもりでございませ。それを職員の皆様に見ていただけたのではないかなと思ひませ。

また、今年からは身の丈を超えるような仕事を仰せつかっているわけですけれども、引き続きやはり男女にかかわらずですね、やはり人として、今、副市長も言われたように、人として丁寧に真摯に対応してまいるというのが私どもの姿勢ではないかなというふうに思ひおひませ。今、中学生サミット、2年目に入りましたけれども、中学生はやはり挨拶が大事だということで「おはプロ（おはようプロジェクト）運動」というのを続けて2年目になります。今年「れば運動」というのも始めました。それを受けて、今度は小学校まで広まりました。大曲小学校の皆さんが市の皆さんに、あるいは地域の皆さんに挨拶しましょうというふうに発信してくれたのは非常に嬉しい限りでありまして、私たち大人も見守る、それを支援していきたいし、私たちも率先して取り組みたいと思ひませ。明るい職場づくりに頑張りたいと思ひませるので、今後ともよろしくご指導、ご指摘お願いいたします。

以上であります。

○副議長（佐々木昌志君） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

○副議長（佐々木昌志君） 次に、日程第2、議案第208号から日程第22、議案第228号までの21件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番。

○2番（佐藤文子君） それでは私は議案第225号、大仙市立協和公民館淀川分館の指定管理者の指定についてというふうなことについて、若干質疑の趣旨についてはお渡ししてありますので質問させていただきたいと思ひませ。

この協和公民館淀川分館の指定管理者指定については、過去の一般質問についても取り上げておひませ、あの広い協和の中の中央の公民館1つ、そして各地区の住民の教

養の向上等に資するための施設というふうなことで、やっぱり公民館と同等の分館であるというふうに私はとらえておりますので、その指定管理者はいかななものかというふうな立場で質問させていただいた経緯もありますので、今回は具体的に上程されましたので、少し中身についてお聞きしたいと思います。

まず、指定管理者制度を導入しようとしているこの淀川分館につきましては、これまでの公民館としての活動をどのように評価しているものなのか。また、地域の社会教育活動の発展にとりまして分館活動の充実が重要であるという認識はお持ちなのかどうか。まず第1点この点です。

2点目は、指定管理者制度の導入によって公民館の目的、すなわち実生活に即する教育、学習及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の循環を図り、生活・文化・社会福祉の増進に寄与するためというふうにしたこの目的と、そのための事業実践は前進するものなのかどうか、これが第2点目。

3点目は、現在、分館や公民館の各地域ごとを見ましても、その事業内容や予算づけにおいても地域格差ははっきりあります。その背景にはいろいろな国の補助金が減った、なくなったとか、あとは行財政改革などいろいろあり、その後のそれぞれの各旧町村の対応などもいろいろあったかとは思いますが、いずれにしてもこうした地域格差というふうなものは、各地域・地区のこの自治管理能力だとか学習実践の力量の高まりにも影響を及ぼしているものだというふうに私は思います。市全体が分館、公民館活動のこの自治管理能力だとか学習実践の力量を高める、そして地域活動が公民館本来の目的に近づいていく。そして市全体が活気あるものとなるようになっていく。まさにこうしたこの人づくり、地域づくりの教育機関である公民館分館、この活動を市が、自治体が責任を持って補償をしていくことが大事なのではというふうに私は思っています。そのためには、この歴然とある地域格差というこの状態をいかに解消していくのかというふうなことこそが指定管理者制度の導入よりも先に行わなければならないのではないかと私は思うわけですが、この3点についてお尋ねいたします。

以上です。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 相馬教育次長から答弁させていただきます。

○副議長（佐々木昌志君） 相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 公民館の指定管理者制度の導入につきましては、確か6月の

議会でも一般質問にお答えしたことが記憶しております。

今回の議案第225号の淀川分館の指定管理につきましてですけれども、これは大仙市公民館条例第10条に規定する施設、それから設備の維持管理等、いわゆるハード面について淀川振興協議会からの要望もありましたので、これを受けて指定管理者とするものでございます。したがって、指定管理後においても地域における婦人学級などの公民館活動、それから生涯学習活動は、これまでと中身としては変わるものではないというふうにご理解をいただきたいし、影響を受けるものでもないというふうに思っております。もちろんこのような文化活動につきましては、生涯学習課を中心として地域の協和公民館からも担当者が出向くなどして、分館長と協力しながら事業に携わっていくこととしております。

評価ということですが、淀川分館は特に婦人学級活動、これが非常に活発なところでありまして、今年も内陸線に乗って移動研修などの活動がされております。そしてほかからも評価されているところでございます。

社会教育活動の発展にとって公民館の果たす役割は佐藤議員お話のとおりでありますし、同様に重要であるというふうに認識しております。

次に、指定管理者制度の導入によって社会教育法で公民館の目的としていることがございますけれども、これが前進するかとのことでございますけれども、先程申し上げましたように公民館活動の内容にかかわる指定管理ではなくて、あくまでも施設の設備の維持管理についての指定管理でありますので、公民館活動が抑制されることはないというふうに思っております。むしろ淀川地域協議会が維持管理することによって使いやすくなるというふうに思いますし、地域に密着した施設となって公民館活動が前進するように生涯学習課と協和公民館、和ピアでございますけれども、連携を強めていきたいというふうに考えております。また、地域の皆さん方からもご協力をいただきたいというふうに思います。

参考までになんですが、地域には分館4つがございます。それぞれの地域ニーズに応じて特徴ある活動がなされております。ご指摘のように公民館活動は、ひいては市の活性化に直結するものでございますので、地域全体の学習実践の力が高まるように、繰り返すようですが生涯学習課をトップにして、地域の協和公民館並びに4館の連携を深めて、協力し合って、お互いにこの運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（佐々木昌志君） 2番。

○2番（佐藤文子君） トータルの的に答えていただいたものだと思いますが、要は今回の指定管理は、施設及び設備の維持管理というふうなところをもって指定管理を行ったんだというふうなことで、私はちょっとこれを聞いてちょっと驚いたのはですね、指定管理者制度というふうなものは、やっぱりその施設だけではなく、あくまでもその運営管理、いわゆる事業の運営及び施設の管理も含めて事業計画、そしてその実践はどうだったのか、その報告もしっかりと指定管理者制度を指定したその市当局に対して報告をしなければいけない、やっぱり任務があると思うんですよね。そして、今、相馬次長さんがお答えしたこの維持管理というふうなものだけで、そうすれば公民館活動の指定管理ではないというふうなことにつながってくると思うんですが、現状はやっぱり施設の維持管理と、いわゆる分館、公民館の事業の活動と、これは一体に行われているのが現状だと思うわけです。事業のないところに施設設備どうのどうの使うとか、どういうところに出向くとか、そういう施設設備を切り離して、まるで後片付けだとか掃除、そういうのだけのために指定管理者制度まで導入してやるべき筋のものではないと私ははっきりそういうふうに思いました。そういう意味で、これまでどおり施設の維持管理だけなのであれば、これは十分その地域の皆さんに委託をお願いしてやってもらえばいいのであって、これを指定管理者制度という仰々しいこういう制度を今の段階で持ち込むというのは、やっぱり私は間違いではないのかというふうなことで、あえてこのやっぱり少し問題があるなというふうなことを指摘しておきたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 6月に条例をご審議いただいたときにお話しておりますけれども、あえて申し上げますと、大仙市の公民館条例がございます。ご承知のことと思っておりますけれども、第9条には指定管理者による管理という規定がありまして、教育委員会が指定するものに行わせることが、公民館の管理はです。公民館の管理は教育委員会が指定するものに行わせることができる。10条に指定管理者の業務等とありまして、指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。（1）使用の許可取消、制限及び停止に関する業務。（2）に施設及び設備の維持管理に関する業務。（3）として利用料金に関する業務。（4）その他、協議が必要とする業務、こういうふうなのをうたっておりますので、もっぱら指定管理者が行うのは、特にこの施設及び設備の維持管理に関する業務だというふうにご理解をいただきたいと思います。

なお、公民館で行っている活動、それは当然また何と申しますか実績報告と申しますか、そういうものは、それは生涯学習課の方で求めることは、それはまたこれとは別にそういうことは当然のことと申します。

○副議長（佐々木昌志君） 再々質問です。

○2番（佐藤文子君） 指定管理者制度というものは、指定管理料を出して、そして管理運営、事業計画も立てて、そうしたこと一連のやっぱりこの運営事業にかかわるものを管理料を出してやらせるというか、やっていただくのが指定管理者制度じゃないのでしょうか。そして問題は、その施設の所有権はあくまでも市にあるというふうなことなのですが、その中のほんのこの施設設備の管理維持だけを、維持だけを目的とした指定管理者制度というのは、私はちょっとこの指定管理者制度を担当している総務の方でのいわゆる認識とちょっとずれがないですか。そこら辺を少し改善、質問が3回までしか認められておりませんので、その辺はもう一度確認すべきではないかというふうなことを申し上げておきたいと思えます。

あともう一つは、やっぱりこのいろいろ市長さんは全市一体感を感じれる、そういったことをよくおっしゃいますけれども、やっぱりこの人づくり、地域づくりというものは、やっぱりそれぞれの地域、教育が基本になっていくわけだと思えますけれども、歴然としてあるこういう地域格差、じゃあ分館、協和のその分館の活動が、いかに、これには協和分館の活動は一切これには載っていないというふうな、そういう現状も、やっぱりこのもしかすると本当に一生懸命やっているものなんだか、いわゆる公民館活動がちゃんとやられているものなのかどうか、そういったところにもやっぱり疑問を感じてくるわけです。分館長予算にしか充てられていないような年間二十数万とかその程度の予算づけの中で、一体じゃあこの分館の中で講演、講座をやろうと思ってもお金のかかる講師などは呼んでこれないという、そういう実態もあるというふうなことを伺ってきましたけれども、こういうふうな開き、片や中仙のいろんなどころの分館では、本当に一生懸命やっていると。こういうのを各地区情報をよく交換し合う、そして優れた活動をやっているところを大いに励まし、またほかの地域にも情報を発信していく、こうやって相乗的に高まっていくことこそ公民館の活動なんです、一つだけそうした指定管理者制度というふうなものを取り上げてですね、かえってこの地域格差解消の障害になるようなことになっては困るなというふうなことを思って、この点を少しつけ加えないと思えますが、先程のやっぱりこの施設設備だけに指定管理者制度を導入している

という考え方と本来の指定管理者制度というふうなとらえ方、どっかに整合性がないのではないかというふうに思いますので、その点をもう一度確認をさせていただいて、後に言った部分については答弁はいいです。

○副議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 一般的な指定管理者制度の導入といった場合は、今、佐藤議員がおっしゃったような形が一般的だと思いますが、実際今まで分館のそういう公民館活動、分館の活動がどういう形で行われてきたかということ踏まえて、今回の指定管理者制度をこういう形で導入されたのではないかなというふうに思います。教育分室といますか協和公民館の方で分館の方と一緒にいろいろな活動を行ってきたということではないかなと思いますけれども、いずれ決して今回の指定管理者制度の導入におきまして、そうした分館の活動が何と申しますか思うようにできなくなるということではないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（佐々木昌志君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木昌志君） これにて質疑を終結します。

議案第217号及び議案第218号の2件は総務常任委員会に、議案第208号、議案第215号、議案第216号、議案第219号、議案第221号及び議案第222号の6件は企画産業常任委員会に、議案第209号、議案第213号、議案第214号、議案第220号及び議案第224号から議案第228号までの9件は教育民生常任委員会に、議案第210号から議案第212号及び議案第223号の4件は建設水道常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○副議長（佐々木昌志君） 次に、日程第23、議案第229号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

議案第229号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○副議長（佐々木昌志君） 次に、日程第24、議案第230号から日程第38、議案第

244号までの15件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐々木昌志君) 質疑なしと認めます。

議案第242号は総務常任委員会に、議案第230号、議案第231号、議案第233号、議案第238号から議案第241号及び議案第243号の8件は教育民生常任委員会に、議案第232号、議案第234号から議案第237号及び議案第244号の6件は建設水道常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○副議長(佐々木昌志君) 次に、日程第39、議案第245号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長(老松博行君) 【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

お手元の資料のうち、資料No. 5、追加議案の送付についてという文書の「大仙市補正予算書12月補正(追加)」というものをご覧いただきたいと思いますが、1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第245号、平成20年度大仙市一般会計補正予算(第11号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、今般、国の一次補正予算成立に伴い、原油高騰対策に係る強い農業づくり交付金の補助範囲が緊急的に拡充され、補助要件を満たす事業主体に対する補助金の補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ415万2千円を追加し、補正後の予算総額を440億1,560万7千円とするものであります。

補正予算の概要につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページ・7ページをご覧いただきたいと思います。

歳入15款県支出金は、強い農業づくり交付金事業費補助金として415万2千円の補正であります。

次に、歳出6款農林水産業費は、強い農業づくり交付金事業費として415万2千円の補正であります。

内容といたしまして、原油価格高騰に対応する農業生産体制を確立するため、共同利用施設等における省エネ型の設備や機械等の導入に対する国の補助事業の範囲が緊急的に拡充され、補助要件を満たす事業主体に対して、補助率2分の1の助成をするもので

あります。

今般、大曲地域角間川地区の角目協業生産組合が実施いたします汎用乾燥機4台の更新事業に対する国庫補助金415万2千円につきまして補正をするものであります。

以上、一般会計補正予算第11号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（佐々木昌志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

議案第245号は、企画産業常任委員会に付託いたします。

○副議長（佐々木昌志君） 次に、日程第40、請願第20号を議題といたします。

本件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、企画産業常任委員会に付託いたします。

○副議長（佐々木昌志君） 次に、日程第41、陳情第82号から日程第48、陳情第89号までの8件を一括して議題といたします。

本8件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○副議長（佐々木昌志君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、12月16日から12月21日までの6日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって、12月16日から12月21日まで6日間、休会することに決しました。

○副議長（佐々木昌志君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる12月22日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午後 3時55分 散 会

